

土木建築行政の概要

令和7年度

大分市土木建築部

目 次

第Ⅰ部 組織及び事務分掌

- 1. 土木建築部の組織・機構図 7
- 2. 事務分掌 8

第Ⅱ部 予算

- 1. 令和7年度予算額
 - (1) 令和7年度一般会計当初予算総額 11
 - (2) 令和7年度一般会計当初予算額（土木建築部関係） 11
- 2. 予算の推移
 - (1) 土木建築部課別予算の事業別推移 12

第Ⅲ部 土木建築部の基本方針

- 1. 基本方針 15
- 2. 重点項目 15

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容

第1章 土木管理課

- 1. 業務の概要 21
- 2. 施策の概要 22
 - (1) 庶務・管理業務 22
 - ①業務委託の入札・契約事務
 - ②災害復旧事務
 - (2) 道路・橋梁等に関する計画的業務 23
 - ①道路整備保全プログラム
 - ②道路構造物のアセットマネジメント
 - ③道路舗装の修繕
 - ④路面下空洞調査
 - ⑤無電柱化の推進

⑥九州国道協会事務	
⑦開発行為に伴う事前協議及び指導	
(3) 道路の管理業務	27
①道路の現況等	
②市道路線の認定等	
③道路台帳の整備	
④道路の占用	
⑤道路事故賠償等事務	
(4) 市道・里道・水路等の境界確認業務	32
①市道・里道・水路等の境界確認事務	
②道路用地登記事務	
③未登記道路整備事業	
(5) 法定外公共物の管理業務	34
①法定外公共物（里道・水路等）の境界確認事務、用途廃止事務	
②法定外公共物（里道）占用等許可事務	
(6) 道路管理者以外の者の行う工事の承認	35
(7) 地籍調査に関する業務	37
①地籍調査事業	
②公共基準点等の管理事務	

第2章 道路建設課

1. 業務の概要	41
2. 施策の方向	41
3. 施策の概要	41
(1) 道路新設改良事業	41
(2) 道路舗装事業	41
(3) 公共道路事業	41
(4) 交通安全対策事業	42
(5) 橋梁等維持改良補修事業	42

第3章 道路維持課

1. 業務の概要	45
2. 施策の方向	45
3. 施策の概要	45
(1) 道路維持事業	45
(2) 交通安全対策事業	45
(3) 道路災害復旧事業	45

4. 主要事業	46
（1）道路パトロール等維持管理業務委託	46
（2）市道草刈業務委託	46
（3）市道街路樹管理業務委託	47
（4）認定外道路の整備	47
（5）道路照明灯LED化ESCO事業	48
（6）維持管理におけるDX化の推進	48
（7）道路反射鏡の点検・調査及び台帳作成	48
5. 資料編	49

第4章 河川・みなと振興課

1. 業務の概要	53
2. 施策の方向	53
3. 施策の概要	54
（1）河川及び排水路の改修、整備事業	54
（2）河川環境整備事業	59
（3）河川災害復旧事業	60
（4）河川管理業務	61
（5）建築確認申請に伴う放流先の確認	63
（6）水防業務	63
（7）砂防事業等	64
（8）雨水貯留施設設置補助事業	65
（9）海岸・港湾事業	66
（10）砂利採取計画認可申請に係る協議	67
（11）河川・みなと振興課が事務局を持つ外郭団体	67
（12）防災ハザードマップ	67
（13）水害時避難支援事業	69
4. 資料編	70

第5章 建築課

1. 業務の概要	77
2. 施策の方向	77
（1）令和7年度着工（予定）の主要工事	77
3. 発注（契約）実績	79

第 6 章 住宅課

1. 業務の概要	81
2. 施策の方向	81
(1) 住宅施策の方向	81
(2) 大分市における公営住宅供給の基本的な考え方	81
3. 施策の概要	82
(1) 市営住宅等の管理	82
(2) 市営住宅の建設	84
(3) 大分市営住宅入居者選考委員会	85
(4) 特定優良賃貸住宅に対する家賃補助制度	85
(5) サービス付き高齢者向け住宅に関する事務	85
(6) 空き家等対策	86
(7) 移住者の居住支援	86
(8) 子育て高齢者世帯等リフォーム支援	86
(9) 子育て世帯の中古住宅取得支援	86
(10) ふるさと団地の元気創造推進事業	86
(11) マンション管理適正化推進事業	87
(12) 耐震関連	87
4. 主要事業	88
(1) 市営住宅等の管理	88
(2) 市営住宅の建設	88
(3) 空き家対策	88
(4) ふるさと団地の元気創造推進事業	89

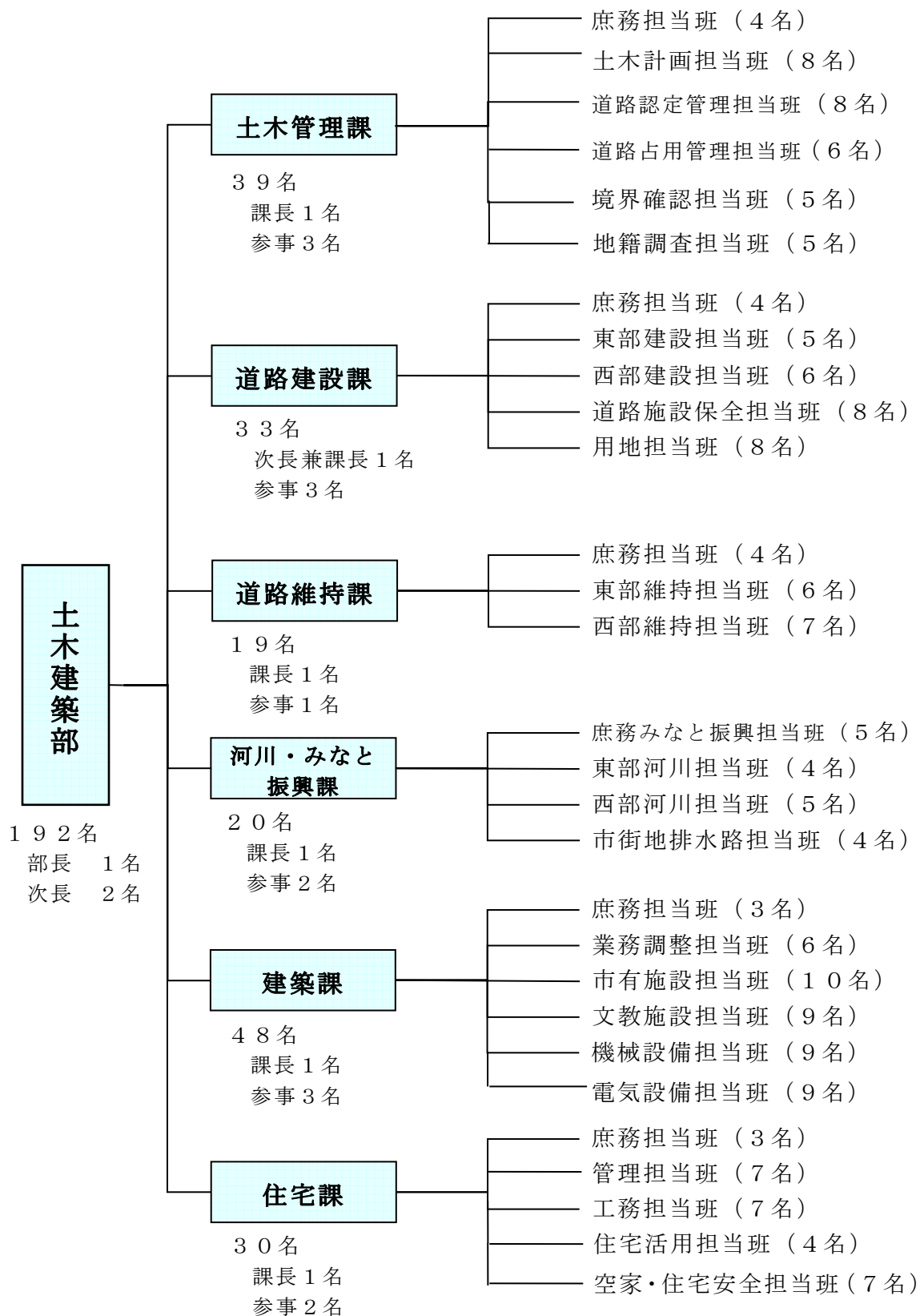
第 V 部 土木建築部関係条例

(1) 大分市普通河川取締条例	91
(2) 大分市普通河川占用、使用及び採取料条例	
(3) 大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例	
(4) 大分市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例	
(5) 大分市道占用料条例	
(6) 大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例	
(7) 大分市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	
(8) 大分市市道の構造の技術的基準等に関する条例	
(9) 大分市営住宅条例	
(10) 大分市特定公共賃貸住宅条例	
(11) 大分市地域特別賃貸住宅条例	
(12) 大分市空き家等対策の推進に関する条例	
(13) 大分市空き家等対策協議会条例	
(14) 大分市従前居住者用賃貸住宅条例	
(15) 大分市営住宅等の整備基準に関する条例	

第Ⅰ部 組織及び事務分掌

1. 土木建築部の組織・機構図

令和 7 年 7 月 1 日現在



2. 事務分掌

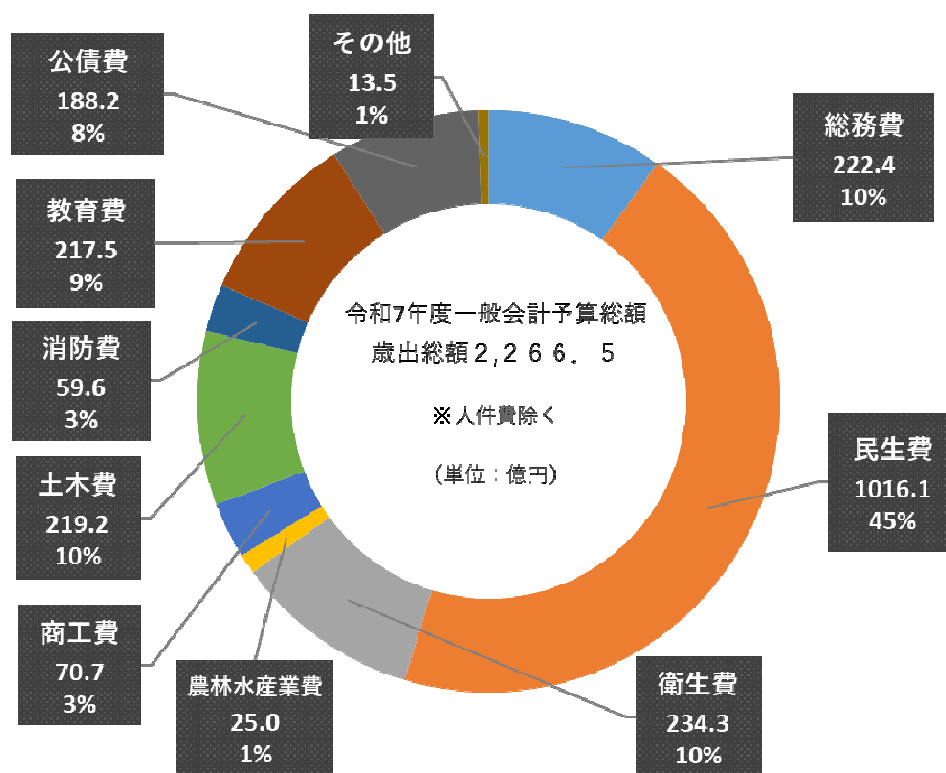
部	事務分掌
土木管理課	1. 部内事務の連絡調整に関すること。 2. 入札及び契約に関すること（工事等に係るものを除く。）。 3. 道路、橋りょう、交通安全施設等（以下「道路施設等」という。）に係る施策の総合調整、調査、企画及び立案に関すること。 4. 市道の認定、廃止及び区域変更並びに里道等の廃止、道路管理者以外の者の行う工事の承認に関すること。 5. 市道、里道等の占用許可に関すること。 6. 市道、里道等の境界確認等に関すること。 7. 地籍調査に関すること。
道路建設課	1. 道路施設等の新設及び改良に関すること。 2. 道路施設等の新設及び改良に伴う用地取得に関すること。 3. 道路施設等の予防保全に関すること。
道路維持課	1. 道路施設等の維持修繕等に関すること。 2. 道路施設等の災害復旧事業に関すること。 3. 認定外道路の維持修繕に関すること。 4. 失対引退者団体委託援助事業（任意就業事業）に関すること。 5. 街路樹の維持管理に関すること。
河川・みなと振興課	1. 河川、都市下水路及び水路（排水路を含む。以下同じ。）の調査、企画及び立案に関すること。 2. 河川、都市下水路及び水路の新設及び改良に伴う用地取得に関すること。 3. 河川、都市下水路及び水路の新設、改良及び維持管理に関すること。 4. 河川、都市下水路及び水路の災害復旧事業に関すること。 5. 河川及び都市下水路の指定、認定、廃止及び区域変更に関すること。 6. 河川、都市下水路、水路等の占用許可に関すること。 7. 港の振興に関すること。 8. 水防に関すること。 9. 砂防、地滑り及び急傾斜地崩壊防止事業に関すること。 10. 親水事業に関すること。

部	事務分掌
建築課	1. 市有建物の新築、増改移築及び営繕に関すること。 2. 文教施設の建設及び営繕に関すること。
住宅課	1. 市営住宅、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の新築、増改築、維持、管理及び処分に関すること。 2. 市営住宅、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の入退居者及び家賃等に関すること。 3. 従前居住者用賃貸住宅の増改築、維持、管理及び処分並びに入退居者及び家賃等に関すること。 4. 特定優良賃貸住宅に関すること。 5. 改良地区内における建築物の新築の許可等に関すること。 6. 住宅新築資金等貸付に関すること。 7. 空家等対策に関すること。

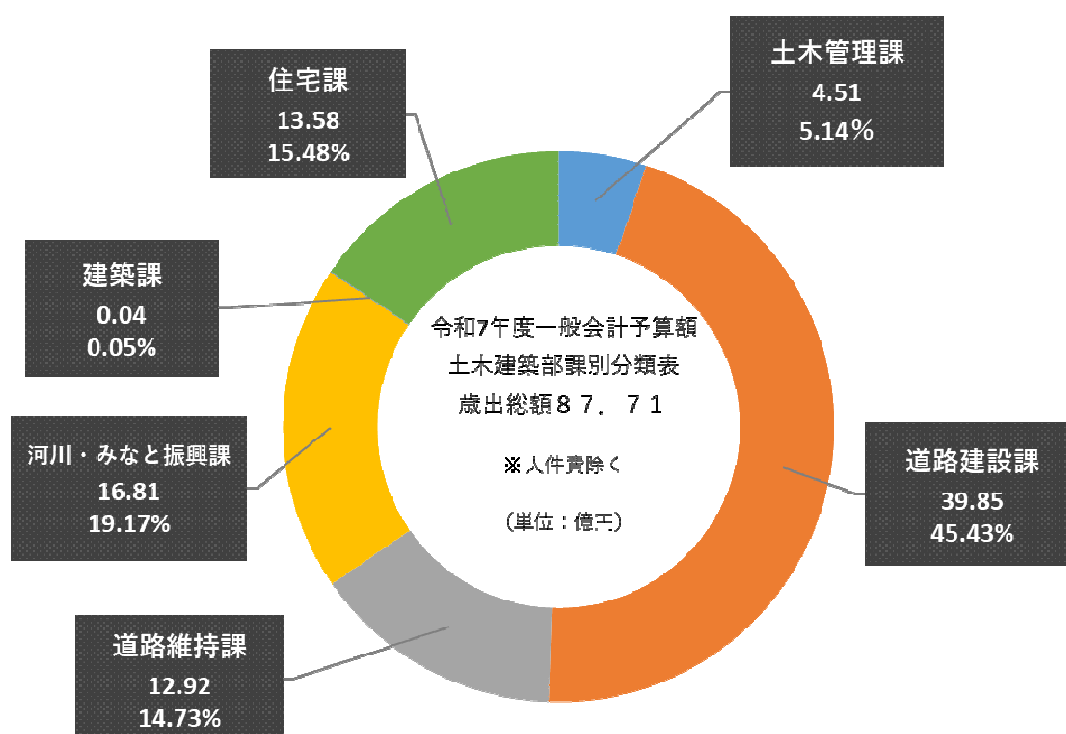
第Ⅱ部 予算

1. 令和7年度予算額

(1) 令和7年度一般会計当初予算総額



(2) 令和7年度一般会計当初予算額 (土木建築部関係)



2. 予算の推移

(1) 土木建築部課別予算の事業別推移

(単位：千円)

所管課	事業区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木管理課	土木総務費	124,366	78,562	97,896	97,921
	道路橋梁総務費	190,263	254,623	224,275	229,040
	道路新設改良費	140,812	87,811	78,395	102,415
	道路橋梁河川災害復旧費	25,000	250,400	—	43,600
	小計	480,441	671,396	400,566	472,976
道路建設課	道路新設改良費	1,108,933	848,571	878,694	1,121,281
	道路舗装費	928,000	1,393,000	1,311,700	1,490,000
	公共道路事業費	400,110	754,690	432,087	601,656
	交通安全対策事業費	699,800	1,407,310	1,457,082	934,800
	橋梁維持費	484,000	488,000	477,636	225,000
	小計	3,620,843	4,891,571	4,557,199	4,372,737
道路維持課	道路維持費	1,337,038	1,083,780	1,092,620	1,176,691
	交通安全対策事業費	60,000	92,000	120,000	123,000
	橋梁維持費	9,000	2,000	2,000	2,000
	道路橋梁河川災害復旧費	15,000	—	—	58,400
	小計	1,421,038	1,177,780	1,214,620	1,360,091
河川・みなと振興課	河川総務費	550,014	481,319	462,439	287,989
	河川整備事業費	264,300	181,400	270,000	244,900
	河川維持改良費	135,200	314,300	308,000	308,300
	砂防費	103,972	89,692	97,892	91,092
	下水道維持改良費	148,229	136,809	131,175	232,860
	都市下水路事業費	5,139	5,139	5,139	5,139
	水防費	59,052	60,094	64,482	67,348
	道路橋梁河川災害復旧費	60,000	—	—	94,000
	小計	1,325,906	1,268,753	1,339,127	1,331,628
建築課	営繕管理費	4,072	3,484	3,789	3,807
	小計	4,072	3,484	3,789	3,807
住宅課	住宅管理費	795,413	851,470	664,214	974,856
	住宅建設費	65,660	30,200	48,000	53,500
	小計	861,073	881,670	712,214	1,028,356
一般会計 計		8,987,190	8,894,654	8,227,515	8,569,595

※各年度、人件費を除く最終予算額。

第Ⅲ部 土木建築部の基本方針

1. 基本方針

防災安全の確保や都市基盤の整備など、安全・安心なまちづくり方針のもと、道路、河川、市営住宅等の整備を推進するとともに、人口減少社会を見据えた住宅政策を進めていきます。

また、高度経済成長期に建設され老朽化した施設などの長寿命化や効率的な維持管理については、コスト意識を持って取り組んでいきます。

2. 重点項目

■ 土木管理課

これまでに策定した「大分市道路整備保全プログラム」や「大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画」などに基づき、効率的かつ効果的な道路整備のための道路種別に応じた舗装の長寿命化やライフサイクルコストの削減を進めていきます。

民地から道路上にはみ出した庭木や生垣、立て看板、のぼり旗、乗入ブロック等により、安全で快適な通行に支障をきたすなどの状況も多くなっていることから、市報・ホームページ等を通じて注意を喚起するほか、改善等の指導を行います。

また、土地の最も基礎的な情報である「地籍」を明らかにし、記録する地籍調査事業や、公共基準点等の管理に係る事務を行います。

■ 道路建設課

市民生活の利便性向上や産業の活性化等を図るため、地域内幹線道路の新設や、通学路の整備、現道の拡幅改良等について、必要性が高い路線から事業を進めてまいります。

また、各種修繕計画に基づき、橋梁や道路法面、舗装の修繕を行うことで、持続可能なインフラの長寿命社会をつくり、市民が安全・安心に使い続けられる道路網の実現を目指します。

■ 道路維持課

安全で快適な道路機能を維持し、良好な状態に保つよう道路維持事業や交通安全対策事業に取り組んでいます。

また、主たる事業として道路の舗装修繕、法面修繕、路肩等の除草及び街路樹管理を年間業務委託によって効率的に実施します。

■ 河川・みなと振興課

台風や集中豪雨などの自然災害にも強い、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、河川改修事業や急傾斜地崩壊対策事業及び浸水対策事業を推進していきます。また、洪水や土砂災害、高潮ハザードマップを作成し、地域住民に配布するなど、自然災害に対する防災意識の向上に努めるとともに、危険箇所や避難場所等の周知により、減災に向けた取り組みを進めていきます。

■ 建築課

「公共建築物は市民の財産である」との考え方にに基づき、高い品質の確保はもとより、ライフサイクルコストの縮減や社会ニーズの変化へ対応します。

また、ファシリティマネジメントの観点から、財政的に持続可能かつ安全に維持・管理できるよう取り組みます。

■ 住宅課

市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、市営住宅に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和4年3月に策定した「第2期大分市空家等対策計画」に基づき、周辺の住環境に悪影響を与えている空家等の除却に対し補助する「大分市老朽危険空き家等除却促進事業」を拡充して取り組みます。

また、空家等の利活用を促進するため、空家等を改修し、「住み替え情報バンク」に登録した場合や地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転換した場合に補助する「大分市空き家等利活用支援事業」に取り組むとともに、子育て世帯が「住み替え情報バンク」に登録された住宅を取得した場合に補助する「大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業」に取り組みます。

市営住宅の適切な維持管理と更新を目的として、「大分市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の集約建替えや長寿命化のための維持保全工事である外壁改修工事等に取り組みます。

さらに、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、「第2期耐震改修促進計画」に基づき、耐震化等を促進する場合に補助する「耐震改修支援事業」や「危険ブロック塀等除却事業」等に取り組みます。

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容

第1章

土木管理課

1. 業務の概要

土木管理課は、庶務担当班、土木計画担当班、道路認定管理担当班、道路占用管理担当班、境界確認担当班、地籍調査担当班の6班で構成されています。
各班の主な業務内容は以下のとおりです。

■ 庶務担当班

部内・課内の連絡調整、予算、入札及び契約、災害復旧事務、庶務全般に係る事務等です。

■ 土木計画担当班

市道、橋梁等の調査、企画及び立案、橋梁・トンネル等の道路構造物の点検調査業務、無電柱化の推進に向けての企画及び立案に係る事務等です。

■ 道路認定管理担当班

市道路線の認定及び廃止、法定外公共物（里道・水路等）の払下げ、道路台帳の整備、開発行為に基づく事前協議及び道路施設の帰属、道路管理者以外の者の行う工事の承認に係る事務等です。

■ 道路占用管理担当班

市道及び法定外公共物（里道・水路等）の占用許可に係る事務等です。

■ 境界確認担当班

市道等の境界確認、未登記道路整備事業に係る事務等です。

■ 地籍調査担当班

地籍調査事業、公共基準点等の管理に係る事務等です。

２．施策の概要

（１）庶務・管理業務

① 業務委託の入札・契約事務

土木管理課では、土木建築部内各課が行う業務委託（道路・河川の清掃や除草等）の入札及び契約の事務を行っています。

■入札状況

（単位：件）

区分	入札件数	委託契約件数
令和２年度	129	129
令和３年度	114	114
令和４年度	103	103
令和５年度	97	97
令和６年度	106	106

② 災害復旧事務

自然現象による災害は発生する地域や時期の予測が不可能であり、災害復旧等に係る事業費用についても被災の規模により大きく変動します。

災害復旧事業とは、被災した公共施設の原形復旧に係る事業費用について、一定の採択要件を満たせば国が負担をするものです。

近年では道路及び河川等の災害が発生しており、道路維持課及び河川・みなと振興課と連携を図りながら、大分県を通して国との連絡調整に努めました。

■災害発生の状況

（単位：件）

区分	河川	道路	橋梁	下水道	計
令和２年度	0	3	0	1	4
令和３年度	0	1	0	0	1
令和４年度	0	3	0	0	3
令和５年度	0	0	0	0	0
令和６年度	2	3	0	0	5

（２）道路・橋梁等に関する計画的業務

① 道路整備保全プログラム

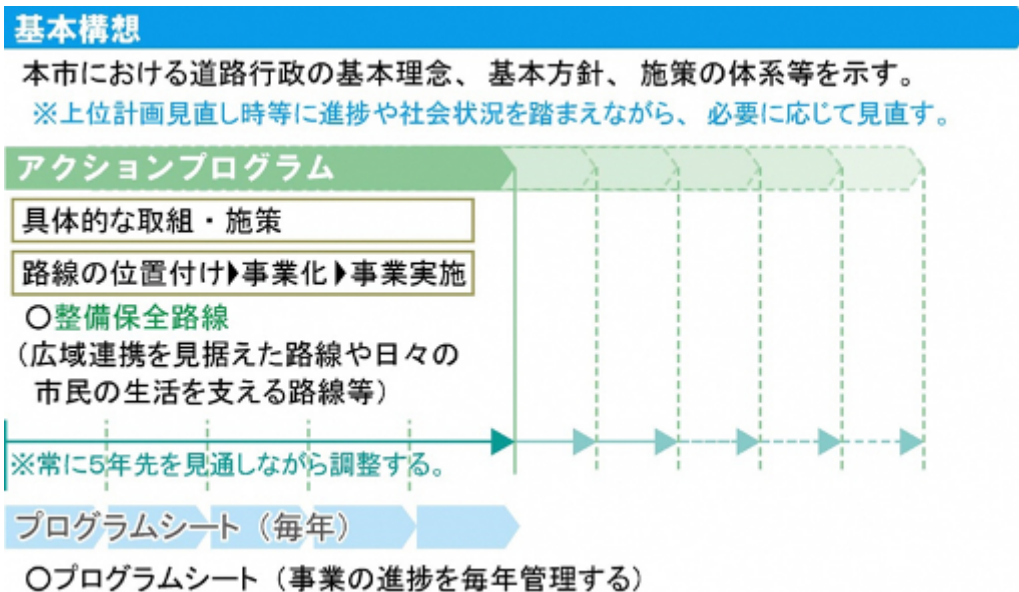
今後の道路整備は、新設等だけでなく、維持管理についても点検等を行い計画的に進めることが重要です。

そのため、道路の整備や維持管理など全体像が体系的に把握でき、事業をより効率的・効果的に進めていくための指針として、これまでの道路整備や維持修繕に関する個別計画をとりまとめた「大分市道路整備保全プログラム」を策定しました。

このプログラムは、基本構想とアクションプログラムから構成されています。基本構想では、プログラムの基本的な理念や方針を定め、その下に個別計画等を体系的に整理しています。また、アクションプログラムでは、個別計画等に基づき実施している各種の道路整備や維持修繕等の事業を一つに集約しています。

市道整備の場合、単年で事業が完了する案件も多いため、このアクションプログラムを毎年見直し更新することで、計画全体の把握と進捗管理を行います。

■ 計画の構成



② 道路構造物のアセットマネジメント

本市が管理する道路構造物の多くは高度経済成長期に集中的に建設されており、現在、老朽化が一斉に進行しています。

今後の維持管理については、道路構造物の更新が一時期に集中することのないように、従来の「損傷が深刻な状態になってから対処する手法」（対症療法型）から、「損傷が軽微な状態のうちに予防的に対応する維持管理的手法」（予防保全型）への転換が必要です。

道路構造物の劣化状況等を早期に発見するための定期点検については、平成26年5月に道路法に関する省令の一部が改正されており、橋梁等の主な道路構造物では、5年に1回の近接目視による点検が義務付けられました。

本市においても、省令の一部改正及び、令和6年度に改定した「大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画」などに基づき、主な道路構造物の定期点検を計画的に行い、効率的な維持管理とコスト縮減を図る中で、道路ネットワークの安全性や信頼性を確保していきます。

■ 定期点検の対象となる主な道路構造物

名 称	管 理 数
橋 梁	967 橋
トンネル	9 箇所
横断歩道橋	17 橋
大型カルバート	1 箇所

※表は、道路法により、5年毎に定期点検を行う道路構造物の名称と管理数。



ドローンによる点検状況



点検車による点検状況

③ 道路舗装の修繕

本市では、都市の骨格を形成し経済活動を支える幹線道路や、市民生活に直結する生活道路など 8,120 路線・約 2,502 k m の市道を管理しています。（令和 7 年 3 月時点）

これら市道の舗装も、多くは、橋梁等と同様に新産都（昭和 39 年）以降、都市の広がりと共に整備されているため、現在、急速に老朽化が進行しており、今後は「事後対症療法型」から「予防保全型」の維持管理へ転換が必要です。

併せて、修繕履歴等のデータベース化や情報を関係部署で共有できるように一元管理するなど、維持管理の効率化を図る必要があります。

そのため、本市では、「大分市舗装修繕計画」を令和 4 年度に改定し、道路の規格に応じた管理指標や管理水準を定めるとともに、点検により舗装の状態を把握し、路線の特性等に応じた優先度評価を通して、道路舗装の長寿命化やライフサイクルコストの縮減、メンテナンスサイクルの構築を図り、安全・安心な道路空間や交通・物流ネットワークの確保に務めてまいります。

④ 路面下空洞調査

本市では、道路の路面を正常な状態で維持管理するため、継続的に路上パトロールを行っています。

しかし、毎年、老朽化した地下埋設物などに起因するなど、路上パトロールでは発見出来ない道路の陥没が発生しています。

そのため、本市では、平成 28 年度から、非開削にて路面下の空洞を探查できる路面下空洞調査を実施しております。

この調査を計画的・継続的に行い、陥没事故が生じる前に対策を行うことで、安全・安心な道路空間や交通・物流ネットワークの確保に務めてまいります。



⑤ 無電柱化の推進

「大分市総合計画」等、上位計画に基づき、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、地域文化の振興、地域活性化等の観点から「人にやさしく美しい都市空間の創造と整備」を目指した計画的な市街地整備の取り組みとして、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進しています。



市道 荷揚 4 号線



市道 府内 11 号線

⑥ 九州国道協会事務

九州国道協会は、昭和 37 年 3 月に発足し、九州地方の 202 市町村が加盟するなか、九州の幹線道路網の整備はもとより、交通安全、環境保全、高度情報化等の多様化するニーズをふまえ、より豊かな郷土と住みよい生活環境の実現をめざし、国道をはじめとする道路整備促進や道路愛護心を育むことを目的に活動を行っています。

道路整備については、大都市部を中心に一定のストックは形成されてきていますが、自然災害に対し脆弱な箇所が多い九州地方では、循環型高速道路ネットワークの未完成、幹線道路の不足、生活道路の未整備など、質・量ともに十分ではなく、地方が求める道路整備に対し、必要な事業が確実に行われているとはいえない状況です。本市も協会の要望活動等を通じて、真に必要な道路整備に関する予算が確保されるように取り組みます。

⑦ 開発行為に伴う事前協議及び指導

開発行為及び土地区画整理事業等における区域内道路の構造等の基準と配置、また地区外の既存道路との接続を適切に確保することで帰属を受け、適正な管理を図るため、事前の審査・協議を行っています。

開発行為の審査・協議は「都市計画法」、「道路法」及び「大分市開発行為指導要綱」等によるほか、道路の構造は本市条例に基づいています。

開発行為の施工が完了した場合は、事前協議の内容に適合しているか検査を行っています。また、帰属を対象としている道路施設及び用地は、必要となる図書を提出してもらい、土地の所有権移転を行うほか、協議により市が管理する道路の用に供する土地は、「都市計画法第 39 条及び第 40 条」の規定に基づき工事完了公告の翌日に管理、帰属されることとなっています。

なお、土地区画整理事業等については、現況市道の区域内の編入について承認を行っています。

また、施工が完了した場合は協議内容に適合しているか検査を行った後、換地処分公告の翌日から管理の引き継ぎが行われます。

■ 開発行為、開発道路引継ぎ等の状況

（単位：件）

	業務内容	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開発行為	事前審査	9	7	3
	事前協議	68	71	76
	完了検査	63	63	60
開発道路引継ぎ	申請	29	22	29
	道路検査（事前を含む）	29	22	27
	手直し指示書	0	0	0
	手直し検査	0	0	0
	管理協定書締結	0	0	0
	道路の引継完了	27	24	27
街路樹引継ぎ		0	0	0
街路灯引継ぎ		0	7	7

（３）道路の管理業務

「道路法」に定める道路には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の 4 種類があります。

このうち道路管理者である本市は、市域内の市道の管理を行っています。

道路管理者とは、道路管理に関する権能及び義務を有する者であり、その管理行為には、道路の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧、道路占用の許可などがあります。

① 道路の現況等

■道路の現況

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

種別		6 年度	単位	5 年度	増減	%
総延長		2,502,503.7	m	2,499,800.0	2,703.7	0.1
実延長		2,437,947.5	m	2,435,019.2	2,928.3	0.1
規格改良済延長		1,861,765.3	m	1,857,913.9	3,851.4	0.2
未改良延長		576,182.2	m	557,105.3	△923.1	△0.2
道路延長		2,423,225.2	m	2,420,333.3	2,891.9	0.1
橋梁	個数	966	ヶ所	964	2	0.2
	延長	14,722.3	m	14,685.9	36	0.2
トンネル	個数	9	本	9	0	0
	延長	1,097.2	m	1,097.2	0	0
舗装済延長		2,367,762.6	m	2,364,662.5	3,100.1	0.1
内 訳	セメント系	306,282.4	m	306,698.5	△416.1	△0.1
	アスファルト系（高級）	1,188,923.5	m	1,186,761.2	2,162.3	0.2
	アスファルト系（簡易）	872,556.7	m	871,202.8	1,353.9	0.2
砂利道延長		70,184.9	m	70,356.7	△171.8	△0.2
渡船場	個数	0	ヶ所	0	0	0
	延長	0	m	0	0	0
鉄道交差	個数	126	ヶ所	126	0	0
	内立体交差	55	ヶ所	55	0	0
歩道延長		643,193.6	m	642,786.3	407.3	0.1
立体横断施設		15	ヶ所	15	0	0
〃（内）地下道		0	ヶ所	0	0	0
道路面積		15,601,814	m ²	15,579,206	22,608.0	0.1
道路敷面積		17,699,668	m ²	17,677,030	22,638.0	0.1
路線数		8,120	本	8,094	26	0.3
舗装率		97.1	%	97.1	0.0	—
改良率		76.4	%	76.3	0.1	—
大分市の面積		502.39	k m ²	502.39	0.0	0.0
〃 人口		471,290	人	473,101	△1,811	△0.4

* 舗装率=舗装済延長/実延長

* 実延長=道路延長+橋梁延長

* 改良率=規格改良済延長/実延長

（重複延長を除く供用開始分）

* 人口=3 月末の住民登録人口より

② 市道路線の認定等

市道として認定するのは、本市が道路を新設した場合、市街地開発事業や開発行為により新設した道路の引き継ぎを受けた場合、既設の私道等の寄附を受けた場合等があります。

市道路線の認定の基準は「大分市市道認定及び廃止基準」により定めており、議会の議決を経て路線の認定を行い公示しています。道路管理者は、路線の認定が公示された場合には、遅滞なく道路の区域を決定し、公示しなければなりません。道路の区域が決定されると、道路管理者の許可なしに、当該区域内において土地の形質の変更や工作物の新築等ができなくなります。

また、道路管理者が正当に権限を取得していること及び道路としての物的施設が一般交通に差し支えない程度に備えた道路について、供用の開始の公示を行います。

■市道路線の認定及び廃止の状況

	認定		廃止	
	路線数	延長（m）	路線数	延長（m）
令和２年度	52	14,662.0	7	7,655.2
令和３年度	39	6,425.7	5	4,607.5
令和４年度	150	25,353.2	19	9,303.1
令和５年度	28	3,983.3	4	1,184.6
令和６年度	28	2,825.8	0	0.0

■道路の区域の決定、変更及び供用の開始の状況（路線数）

	区域決定	区域変更	供用開始
令和２年度	78	95	158
令和３年度	40	65	111
令和４年度	144	58	203
令和５年度	37	44	86
令和６年度	26	52	79

写真は、開発行為（宅地開発）に伴い、新しく認定された市道です。



③ 道路台帳の整備

道路管理を円滑に行うためには、道路の区域はもとより、道路構造、占用物件及び沿道の状況等道路の基本的事項を把握する必要があります。「道路法第28条」において道路管理者が道路台帳の調製及び保管を行うことを義務づけられており、記載事項に変更があったときは、速やかにその補正を行い、道路の状況を常に把握しておく必要があります。

■道路台帳補正業務の状況

（単位：k m）

区分	新規認定	改良
令和2年度	7.3	6.0
令和3年度	2.7	0.0
令和4年度	21.3	9.4
令和5年度	3.3	5.5
令和6年度	2.8	3.4

④ 道路の占用

道路は、人や車両の通行の用に供するだけでなく、市民の社会経済活動の最も根幹となる施設です。

そのため、都市生活に必要不可欠な上下水道、電気、電話等の施設を収容する場所としても重要な役割を持っています。

このように、道路の地上及び地下に一定の施設を設けて、これを継続的に使用することを道路の占用といい、占用するためには道路管理者の許可が必要です。占用許可にあたっては、「道路法」に適合する占用物件で、道路以外に設置する余地のない場合に、道路構造及び道路交通の確保、道路の景観等に支障とならない範囲で許可をしています。

なお、同一箇所でも水道工事、ガス工事等の道路占用工事が繰り返され、道路の無計画な掘削、円滑な道路交通の阻害、騒音・振動による住民の生活環境の悪化等が生じることのないよう、道路管理者及び占用者等で構成する「道路工事連絡協議会」を毎月開催し、工事計画、施行時期及び工事方法等について調整をしています。

また、歩行者、自転車等の通行の障害、都市美観の阻害となる不法占用物件（置き看板、のぼり旗等）は、勧告、指導を行い適正化に努めています。

■道路占用許可状況

（単位：件）

占用物件	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
水道関係	630	636	656	597	605
下水関係	473	346	349	344	286
N T T 関係	152	98	107	143	184
九州電力関係	179	206	176	251	239
大分ガス関係	253	229	180	158	124
一般占用 （更新含む）	764	888	951	783	834
保安設備	175	182	181	180	185
道路一時使用	1, 208	1, 351	1, 489	1, 505	1, 663
計	3, 834	3, 936	4, 089	3, 961	4, 120

⑤ 道路事故賠償等事務

道路の管理瑕疵を原因とする交通事故等の発生により生じた損害に対しては、道路管理者として、その責任の程度に応じて、その損害を賠償する責めを負います。また、一般の交通事故等により、ガードレールなどの交通安全施設等に損傷を受けた場合は、加害者に対し、原形に復旧するよう求めています。

■道路事故賠償等の状況

（単位：件）

区分	道路管理瑕疵による事故の賠償	ガードレール等の被害
令和 2 年度	6	141
令和 3 年度	9	257
令和 4 年度	3	106
令和 5 年度	5	117
令和 6 年度	3	139

（４）市道・里道・水路等の境界確認業務

① 市道・里道・水路等の境界確認事務

境界確認事務は、市道・里道・水路等の市有地と民有地等との境界を確認する事務です。大分市では土地を売買・譲渡・分筆する時や建物の建築など、市有地との境界確認が必要な時に申請を受け付けています。



境界標：矢印の先が市有地と
民有地との境界です。

（単位：件）

区分	確認数
令和２年度	580
令和３年度	673
令和４年度	638
令和５年度	650
令和６年度	651

② 道路用地登記事務

開発行為に際して管理引継ぎされた道路用地の所有権移転登記を行うほか、市道敷内に存在する大分市に所有権移転登記が行われていない道路用地について、登記名義人への寄附依頼、分筆登記及び所有権移転登記を行っています。

■ 登記実績（筆数）

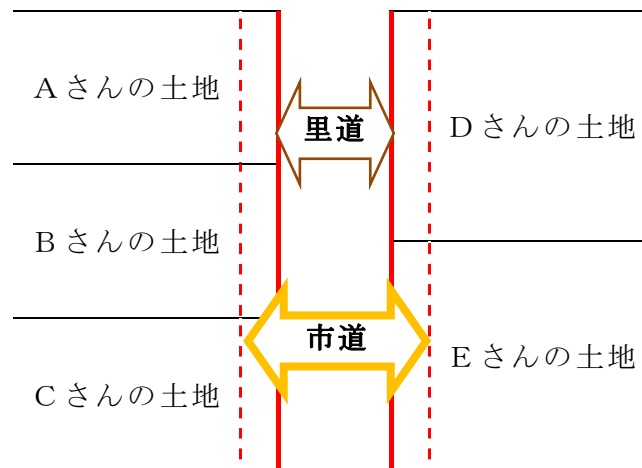
区分	開発	未登記	計
令和２年度	60	54	114
令和３年度	64	29	93
令和４年度	98	27	125
令和５年度	101	31	132
令和６年度	97	24	121

③ 未登記道路整備事業

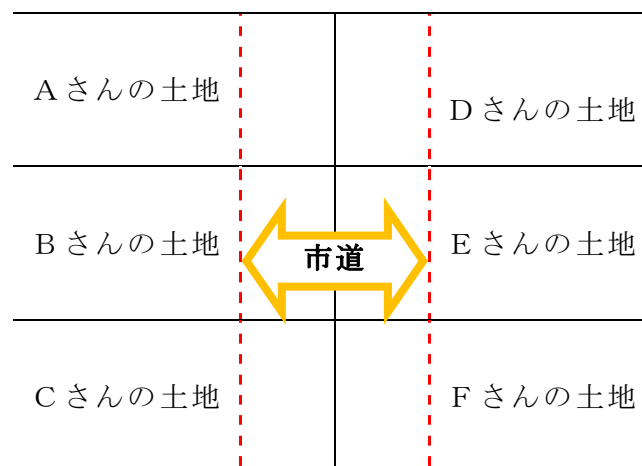
大分市が管理している市道敷内に民有地部分がある場合、当該市道を未登記道路（所有権移転登記が行われていない道路）と呼びます。

土木管理課では、市道敷内の民有地部分の寄付を受け、当該部分の分筆登記及び所有権移転登記を行っています（未登記道路整備事業）。

※未登記道路の例 1（里道に接する民有地を市道に提供した事例）



※未登記道路の例 2（民有地を市道に提供した事例）



（５）法定外公共物の管理業務

平成１１年７月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、里道（道路法の適用を受けない道路）・水路（河川法の適用・準用を受けない河川、水路等）等として現に公共の用に供されている法定外公共物については、国から市町村に譲与されることとなりました。

本市においては、平成１５年４月１日から「大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例」を施行し、国から譲与を受けた里道・水路等の管理事務を行っています。

① 法定外公共物（里道・水路等）の境界確認事務、用途廃止事務

法定外公共物（里道・水路等）と民有地等との境界確認事務、法定外公共物の用途廃止事務を行っています。

■境界確認及び用途廃止件数 （単位：件）

区分	境界確認	用途廃止
令和４年度	319	35
令和５年度	327	39
令和６年度	379	48

■法定外公共物の売払い件数

区分	売払い総額 （円）	売払い件数 （件）	売払い筆数 （筆）	売払い面積 （㎡）
令和３年度	23,383,626	27	54	11,347.58
令和４年度	31,383,995	31	60	4,891.41
令和５年度	20,751,719	39	55	2,431.65
令和６年度	22,245,360	34	95	3,406.06

※廃止した市道路線の売払いを含む。

② 法定外公共物（里道） 占用等許可事務

法定外公共物（里道）の上空若しくは地下において行う工事、工作物等の新築、改築又は除却等、法定外公共物本来の目的以外に使用する占用等の許可事務を行っています。

■ 法定外公共物 占用許可状況

（単位：件）

占用物件	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般占用	161	196	151	149	137
N T T	7	7	2	10	8
九州電力	19	28	14	11	17
大分ガス	10	9	5	14	7
水道・下水関係 （協議）	51	51	48	53	45
短期占用	11	5	4	10	7
形状変更	48	69	52	57	57
計	307	365	276	304	278

（６）道路管理者以外の者の行う工事の承認（道路法第２４条）

道路に関する工事、維持は道路管理者が行うのが原則ですが、道路管理者以外の者が「道路法第２４条」の規定に基づいて道路に関する工事又は維持を行う必要が生じた場合、その工事等の設計及び実施計画について、道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができます。

道路管理者は、その工事を行う必要性、計画及び実施計画の合理性及び道路管理上の支障の有無などを総合的に判断して、承認又は不承認の処分を行うことができます。

■道路管理者以外の者の行う工事の承認（道路法第24条）

（単位：件数）

区分	申請件数
令和2年度	233
令和3年度	274
令和4年度	262
令和5年度	322
令和6年度	319

（７）地籍調査に関する業務

① 地籍調査事業

地籍調査とは、土地ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行い、地籍図及び地籍簿を作る調査です。地籍図や地籍簿といった地籍調査の成果は法務局に送られ、土地登記簿の記載が修正されるとともに、正確で信頼度の高い地図が備え付けられます。

また、個人の土地取引をはじめ、大規模災害時の迅速な復旧・復興、公共事業やまちづくり、固定資産税算出の際の基礎情報など、様々な行政事務の基礎資料として利活用されます。

■大分市の実施状況

i. 大分市全域

502.39km²

ii. 調査計画区域

476.87km²（国有林、湖沼等の公有水面を除いた面積）

iii. 調査済区域

111.68km²（令和6年度末事業実績）

iv. 国土調査法第19条第5項指定

8.09km²（国土調査以外で同等以上の精度又は正確さを有する調査）

v. 必要調査面積（v = ii - iii - iv）

357.10km²（進捗率 25.1% ※ 令和7年3月31日 現在）

■実施地区

地区名	～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新川町1～2丁目	登記完了				
大字一尺屋の一部（上浦・下浦）	登記完了	登記完了			
弁天1～4丁目		認証・承認		登記完了	登記完了
大字一尺屋の一部（田ノ浦）		認証・承認			登記完了
大字白木の一部（室生・玉井）		認証・承認			登記完了
豊町1～2丁目	調査		認証・承認		
泉町、碩田町1～3丁目	調査		認証・承認		
大字白木の一部（白木浜）	調査		認証・承認		
大字白木の一部（秋ノ江）	調査		認証・承認		
勢家町3～4丁目・王子北町		調査	認証・承認		
住吉町1丁目外5地区		調査		認証・承認	
大字佐賀関の一部（西町）		調査		認証・承認	
大字佐賀関の一部（幸ノ浦）		調査		認証・承認	
大字佐賀関の一部（本町）			調査	認証・承認	
大字佐賀関の一部（古宮）			調査	認証・承認	
千代町1～2丁目、中島西1～3丁目			調査	認証・承認	
中島中央1～3丁目			調査	認証・承認	
城崎町2～3丁目、舞鶴町2～3丁目			調査	認証・承認	
生石港町2丁目地区外5地区			調査	認証・承認	
中島中東1～3丁目				調査	
豊海1～2丁目				調査	

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容（土木管理課）

地区名	～R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
豊海 3～5丁目					調査
金池町 1～2丁目					調査
王子中町					調査
岩田町 2丁目・4丁目					調査
岩田町 3丁目					調査
大道町 1～2丁目					調査

■地籍調査前後の法務局の地図



地籍調査前



地籍調査後

② 公共基準点等の管理事務

大分市に存在する公共基準点等には、「街区基準点」や「大分市公共基準点」などがあります。これらの基準点は、測量成果の閲覧・写しの交付、使用手続き、一時撤去及び移転の申請、使用結果の報告等を定めた「大分市公共基準点の管理保全に関する要領」に基づき、測量・工事関係者や登記関係者などに幅広く利用されることに併せ、適正な管理保全が行われています。

第 2 章

道路建設課

1. 業務の概要

道路建設課は、道路の新設改良、交通安全対策、舗装、橋梁等修繕、道路法面对策、照明・標識の修繕などを主な業務としており、新設改良（部分改良）や交通安全対策は地域住民の要望に基づき、地域の特性に応じた整備を行っています。

また、舗装修繕や橋梁等修繕、道路法面对策、照明・標識の修繕については、各修繕計画のプログラムに基づき整備を進めています。

2. 施策の方向

将来にわたり、機能と安全性を確保するため、また、高齢者や障がい者など誰もが安心して社会参加ができ、快適に暮らせる生活環境を確保するため、道路施設の長寿命化対策や既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善等バリアフリーによる歩行空間の整備など安全・安心な道路環境の整備を進めます。

また、防災活動及び緊急車輛等の通行を容易にするため、道路の拡幅や待避所の設置等の整備も進めます。

3. 施策の概要

（１）道路新設改良事業

市道の改良、側溝整備並びに計画に基づく道路法面对策、照明、標識の修繕を行い、物流機能の円滑化や地域産業の育成、また、居住環境の改善を図っていく事業です。

（２）道路舗装事業

道路舗装の安全性と快適性を確保するため、戦略的維持管理を推進し、計画的かつ効率的な舗装補修を行い、市民の命と暮らしを守り、だれもが安全かつ安心して暮らせる道路環境を整備する事業です。



（３）公共道路事業

国からの補助金や交付金を活用し、市道の新設や拡幅等の道路改良等を行い、生活空間の安全性や利便性を確保する道路環境を整備する事業です。

（４）交通安全対策事業

「大分市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者による対策が必要と判断された要対策箇所を整備することにより、通学児童の安全確保を図る事業です。また、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全確保の対策や自転車走行空間の整備も実施します。

さらに、市内中心部において、通行空間の安全性や快適性を確保し、大規模災害が起きた際の電柱等の倒壊による道路寸断を防止するとともに、電線や電柱をなくすことで良好な景観を形成する無電柱化事業も進めています。



交通安全対策事業
富士見が丘団地西 3 号線

（５）橋梁等維持改良事業

道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、橋梁やトンネルなどの道路インフラの点検及び点検に基づく道路構造物の長寿命化・耐震化等の戦略的維持管理を推進し、市民の命と暮らしを守り、だれもが安全かつ安心して暮らせる道路環境を整備する事業です。



橋梁等維持改良事業
野鷹橋 完成

主要施策一覧

区分	計画の名称	要素事業
社会資本整備 総合交付金	にぎわいを生みだし活力ある地域づくりを支える大分の道路ネットワーク	馬場1号線（馬場工区）
		横尾20号線（岡原工区）
		中判田駅前下判田線ほか（判田工区）
		庄の原10号線（金谷迫工区）
防災・安全 交付金	通学路の要対策箇所における安全を確保するみちづくり	富士見が丘団地西3号線（富士見が丘工区）
		南生石1号線（生石工区）
		玉沢7号線（玉沢工区）
		三ヶ田畑中線（畑中工区）
		迫1号線（迫工区）
	地域における総合的な生活空間の安全を確保するみちづくり	自転車走行空間整備事業
	大分の道路における総合的な事前防災・減災対策、老朽化対策の推進	下郡宮崎大通り線他（下郡・宮崎工区他）
		宮崎東植田小学校線ほか(光吉工区ほか)
		東鶴崎下徳丸線ほか(高田工区ほか)
		椎迫西ノ台線ほか(三芳工区ほか)
無電柱化 補助金	無電柱化推進計画事業	荷揚舞鶴線（城崎工区）荷揚4号線外（荷揚工区）
都市構造再編集中支援 事業補助金	大分市中心市街地地区	中央6号線
防衛施設周辺民生安定 施設整備事業費補助金	大分弾薬支処周辺道路改修等	曲敷戸団地線
道路交通 安全施設等整備 事業費補助金	大分県大分市通学路緊急対策推進計画	春日大通り田室町線（春日工区）
		城崎弁天線（城崎工区）
		川床楠木生2号線（戸次工区）
		大在駅一木線（政所工区）
		中島森ノ木線（中島工区）
		中尾1号線（中尾工区）
		猪野森町線（森町工区）
		木ノ上口戸線（木上工区）
		木ノ上東院線（中島工区）

第3章

道路維持課

1. 業務の概要

道路維持課の主な業務は、道路修繕、交通安全施設の設置・修繕、道路清掃、道路除草、街路樹管理、認定外道路の整備等を行っています。また、市民等からの情報提供や道路パトロールからの報告により、道路の異常を早期発見し、迅速かつ適切な補修及び対策を行うことで歩行者及び車両が安全に通行できるよう努めています。

2. 施策の方向

市道の管理延長が年々伸びる中、道路施設や交通安全施設の老朽化は進行しており、修繕等の要望も増加傾向にあります。

安全かつ円滑な道路交通を確保するため、ICTを活用した業務の効率化を図り、要望等に対して迅速な対応を行うとともに、道路パトロールの委託化など民間の技術やノウハウを積極的に活用することで安定かつ持続可能な維持管理を行っていきます。

3. 施策の概要

（１）道路維持事業

市民生活の基盤となる道路施設の適正な管理水準を維持するため、道路の維持修繕は重要な事業であり、道路利用者が安全で快適な走行環境を提供できるよう、道路パトロールによる点検、道路の欠陥・破損箇所の補修、路面や側溝の清掃、街路樹管理、道路沿線の除草などの日常的な管理を行っています。

（２）交通安全対策事業

交通事故防止に向け、防護柵（ガードレール等）、道路反射鏡（カーブミラー）、道路照明及び路面表示等の交通安全施設の新設や修繕を行っています。

特に通学路の安全対策においては、学校関係者、警察、道路管理者等が連携し、一体となって事業に取り組んでいます。

（３）道路災害復旧事業

本市は、地理的条件から台風や梅雨前線による豪雨、長雨等自然災害の被害を受けやすく、倒木や崩土、冠水による交通の遮断、土砂流出による道路損壊等によって市民生活は深刻な影響を受けてきました。

災害を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるために、日常的な維持補修を行うとともに、災害が発生した際には、迅速な対応を行い、早期の復旧に努めています。また、これらの災害復旧に対して、採択基準を満たすものについては国庫補助（補助率2/3）の活用を行っています。

4. 主要事業

（１）道路パトロール等維持管理業務委託

①道路パトロール車で道路を巡回点検し、道路の損傷や変状、落下物などを発見するとともに、穴ぼこ等の異常箇所への応急補修を行っています。（パトロール業務）

②市民からの通報やパトロール員からの報告を基に、路面に著しい劣化や破損、段差が生じている箇所を局所的に舗装補修を行っています。（舗装補修業務）
上記２つの業務を包括して民間に委託しています。



穴ぼこ補修前



穴ぼこ補修後

（２）市道草刈業務委託

交通量が多く、長年にわたり要望されている路線を対象に、適正な時期に年２～３回の草刈りを行っています。また、１級河川沿いの本市が管理する兼用道路については、国が実施する堤防の草刈りの時期に合わせて年２回の草刈りを行っています。



草刈り前



草刈り後

（３）市道街路樹管理業務委託

街路樹のきれいなまちづくりを進めるとともに歩行者等の安全・安心な道路空間を確保するため、幹線道路をはじめ市道４３６路線に多くの街路樹が植栽されています。これらの街路樹は、年間１～２回の剪定や刈込み、病虫害の防除及び植栽帯の除草などにより適切に維持管理を行っています。

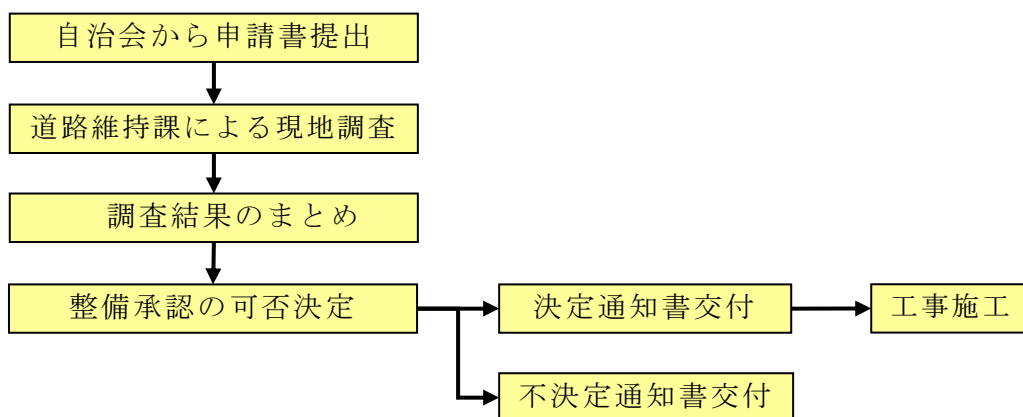


市道今津留・大津町線

（４）認定外道路の整備

日常生活に欠くことのできない道路でありながら、市道として認定されていない道路や「準市道の取扱基準」（平成６年４月１日制定）に適合しない道路（里道等）について「大分市認定外道路整備要綱」（平成１０年４月１日施行）を定め、平成１０年度より、簡易な舗装等の整備に取り組んでいます。

■認定外道路整備手順



（５）道路照明灯 LED 化 ESCO 事業

令和２年度に道路照明灯約３，０００灯の内、LED化されていない水銀ランプなど約２，２００灯を一斉にLEDランプへ交換しました。

今後、令和１２年度までは、事業者（東芝エレベータ㈱九州支社）による包括的維持管理が行われます。

全ての道路照明灯に管理プレートが設置され、不点灯等の不具合に関する通報は、専用のコールセンター（年中無休２４時間対応）で受付を行い、早期に対応できる体制を整えています。

（６）維持管理におけるＤＸ化の推進

【ＩＣＴを活用した維持管理】

市民からの通報に対して、受付から対応までの一連業務をクラウドサービスを利用したシステムによって情報の入力・共有・管理を行います。

また、現場を移動する職員の位置情報がシステム上で確認できるため、緊急の通報に対して迅速かつ効率的な現場対応が可能となりました。

今後は、システムに蓄積された情報を分析し、修繕計画等の立案や維持管理手法の見直しに活用します。

【ＡＩによる道路損傷箇所の自動検知システムの整備】

ＡＩの画像診断技術を活用して、市道におけるポットホール（穴ぼこ）などの道路損傷箇所を自動検知するシステムを導入しました。公用車等に設置したスマートフォンにより収集した走行データをＡＩが自動解析し、情報の見える化による業務効率化につとめます。

今後は、本システムを活用し、舗装計画策定のデータ利用や点検業務の効率化を推進してまいります。



（７）道路反射鏡の点検・調査及び台帳作成

市道等に設置されている道路反射鏡の劣化・腐食・損傷等の点検調査を実施しています。また、適正な維持管理・更新を行うため、点検調査の成果を基に台帳の電子化を図ります。

5. 資料編

■道路維持事業執行状況

種別	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
要望受付件数	件	5,967	5,521	5,141	5,479	6,470
道路清掃	路線	335	322	346	244	173
道路除草等	m ²	591,819	583,104	579,896	601,963	589,659
道路修繕	ヶ所	1,038	1,017	998	813	908
交通安全施設補修等	ヶ所	405	240	267	321	396
側溝浚渫	ヶ所	301	341	232	273	253
ポケット補修	ヶ所	1,434	3,343	2,119	2,093	1,918
橋梁補修等	件	5	4	2	4	6
認定外道路（里道等） 整備	ヶ所	103	76	80	51	68
街路樹・芝等管理	ヶ所	484	519	544	495	519

■道路照明施設、カーブミラー、道路案内標識の状況

（各年度末における維持管理数）

年度 \ 区分	道路照明施設（灯）	カーブミラー（基）	道路案内標識（本）
令和2年度	3,164	6,562	374
令和3年度	3,168	6,608	374
令和4年度	3,175	6,689	374
令和5年度	3,206	6,722	374
令和6年度	3,224	6,783	375

■道路災害復旧状況

国庫補助事業による道路災害復旧の状況

年度	区分	件数（件）			事業費（工事契約額） （単位：千円）
		道路	橋梁	計	
令和2年度		3	0	3	31,466
令和3年度		0	0	0	0
令和4年度		4	0	4	97,222
令和5年度		0	0	0	0
令和6年度		3	0	3	28,632

第4章

河川・みなと振興課

1. 業務の概要

河川・みなと振興課の主な業務は、市内を流れる準用河川・普通河川および市街化区域外の排水路の新設・改良・維持補修・災害復旧・管理です。

近年では、河川にやすらぎやうるおいを求める市民の声に応えるため、国土交通省や県、関連部署、地域住民の皆さまと協議を重ねながら、ハード面（施設整備）とソフト面の両面から取り組みを進めています。

また、東日本大震災の被災経験や南海トラフ巨大地震の発生予想の公表を受け、「安全・安心に暮らせるまちづくり」を推進する中で、河川や急傾斜地に対する防災対策の重要性が高まっています。限られた予算の中で効果的に対応するため、減災に向けたハザードマップの作成といったソフト面の取組も有効であると考えています。

このほか、水防・砂防・港湾に関する業務に加え、大分川大野川改修促進同盟会乙津川環境整備事業促進期成会などの外郭団体の事務局も担当し、各団体の活動・支援を行っています。

2. 施策の方向

都市化の進展により、宅地化が進むことで流出水量の増加し、また山林や農地の減少に伴い保水能力が低下しています。そのため、台風や長雨が続き際には、以前と同じ降水量であっても河川の氾濫や崩壊、浸水、崖崩れなどの被害が発生しやすい状況となっています。

市民の貴重な生命と財産を災害から守るためには、河川改修工事をはじめとする浸水対策事業や砂防工事が急務であると考えます。

本市が管理する準用河川や普通河川については、計画的な改修・整備を進めるとともに、国や県が管理する河川についても国土交通省や大分県と協議を重ね、河川改修や整備の早期実現に向けて働きかけを行っています。また、防災施設の整備など、災害の未然防止にも努めています。

近年は、気候変動が要因と考えられる記録的な豪雨が全国各地で頻発し、多くの被害が発生しています。こうした気候変動に適応する対策や、減災に向けた取り組みが改めて求められています。

一方で、河川の整備・管理に必要な予算確保は今後も厳しい状況が続くと見込まれています。多額の費用を要する河川整備などのハード事業は短期間での実現が難しいため、被害を最小限に抑えるためには、洪水や土砂災害ハザードマップの作成や危機管理体制の構築など、減災に向けたソフト事業が効果的です。これらの取り組みを現在積極的に進めています。

これまで河川は治水や利水を目的に整備・管理されてきましたが、河川空間は人々に安らぎを与えるとともに、生物の生息・生育の場となる貴重な自然環境でもあります。このため、法律の改正により河川空間の整備と保全が求められるようになりました。本市の河川改修事業も、従来の治水に加え、周囲の自然環境や生態系にも考慮した河川整備を目指しています。

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

さらに、河川空間を市民のやすらぎとうるおいの場として活用するため、河川管理者と連携し、河川堤防に「桜堤（植樹堤防）」を創出しています。また、川の清流を活かした自然型プールである「河原内川河川プール」の運営・管理や、乙津川の「水辺の楽校」周辺をより市民に親しまれる場所とする「美しい水辺づくり事業」など、環境美化・水質保全・自然保護の観点から河川敷の有効活用にも取り組んでいます。

このように、河川行政は単なる川づくりから、豊かな自然と共存しながら快適で安全な生活環境を確保する都市づくりの一環としての川づくりへと移行しています。



河原内川河川プール

3. 施策の概要

（１） 河川及び排水路の改修、整備事業

河川改修事業においては、まず治水への考慮が必要ですが、近年では、治水だけではなく周辺の生態系などの環境にも配慮した川づくりを進めています。

準用河川改修事業

準用河川の改修については、これまで国の補助（補助率１／３）を受けながら、改修を進めてきており、平成１９年度に馬入川の改修が完了しました。

改修状況は次のとおりとなっています。

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

指定河川数	全 体 計 画	
17河川	指定河川延長	17,159.1m
	改修計画延長	12,914.6m
	改修済延長	11,181.6m
	改 修 率	86.6%
	そ の 他	平成19年度 馬入川改修事業完了

内水対策事業

大分川・大野川の内水による浸水地域に対し、地区住民の安全で快適な生活環境を確保するため、国土交通省や大分県等の関係行政機関相互の連絡調整と、内水対策事業の推進にも取り組んでおり、平成22年度には光吉谷川流量調整施設が完了しました。事業内容は次のとおりです。

施 設 名	事業年次	事 業 内 容	
光吉谷川 流量調整施設	平成19年度 ～ 平成22年度	事業費	231,031千円
		事業概要	調整池整備
		用地	A=21,941 m ²
		補 償	2件
		そ の 他	



光吉谷川流量調整施設

浸水対策事業

近年では市街化区域外の低地において浸水対策事業にも取り組んでおり、過去5年間における実施状況は次のとおりとなっています。

地区名	計画年次	全体計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
野津原地区	平成17年度～令和元年度	事業費	1,241,422千円	事業終了				
		施工延長	L=1,360m					
		用地	A=8,215 m ²					
		補償	18件					
		その他	水路トンネル 橋梁1基 管理橋1基					
佐賀関馬場地区	平成17年度～令和8年度	事業費	1,457,387千円	72,921千円	59,631千円	17,639千円	60,936千円	143,622千円
		施工延長	L=2,960m	L=30m	L=320m	L=13m		
		用地	A=11,075 m ²					47,077千円
		補償	16件	1件				4件
		その他	樋門1基 分水施設2基				測量設計 家屋事前調査等	



野津原地区浸水対策事業

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

普通河川改修事業

普通河川についても、起債事業として改修を進めており、市街化区域外の水路（排水路、暗渠を含む）について、平成10年度より維持改修を行っています。

過去5年間における実施状況は次のとおりとなっています。

河川名	計画年次	全体計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
猿喰川	平成27年度 ～ 令和4年度	事業費	305,891千円	52,537千円	37,362千円	35,803千円	事業終了	
		施工延長	L=264m	L=53.8m		L=90m		
		用地	A=1,606 m ²					
		補償	1件					
		その他	JR工事委託					
金谷川	平成28年度 ～ 平成30年度	事業費	34,055千円					
		施工延長	L=28.1m					
		用地	A=700 m ²					
		補償	2件					
		その他	通路橋2基					
宮尾川	平成30年度 ～ 令和8年度	事業費	324,276千円	24,694千円	35,191千円	29,836千円	28,398千円	24,728千円
		施工延長	L=600m	L=116m	L=132.5m	L=101.9m	L=100.3m	L=100m
		用地	A=555.4 m ²					A=192.7 m ²
		補償						
		その他	橋梁1橋					
大谷川	平成30年度 ～ 令和4年度	事業費	69,354千円	15,523千円	15,227千円	10,148千円	事業終了	
		施工延長	L=110m	L=30m	L=33m	L=100.3m		
		用地						
		補償	2件					
		その他						
中尾川支川	令和2年度 ～ 令和5年度	事業費	164,504千円		3,410千円	5,534千円	25,834千円	事業終了
		施工延長	L=135m				L=75.8m	
		用地						
		補償						
		その他			測量試験費	測量設計費		



猿喰川改良事業

維持改良工事及び浚渫・草刈等委託事業

市内を流下する準用河川・普通河川及び市街化区域外の排水路については、市民からの要望等に基づき随時、維持改良工事や浚渫、草刈等を河川維持のため、必要に応じて実施しています。また、準用河川については河川施設を毎年点検し、計画的な予防保全型の維持管理を実施するなか、安全性・機能性の保全に努めています。

過去５年間に於ける河川の維持改良工事の状況及び浚渫、草刈等の委託状況は次のとおりとなっています。

区 分 年 度	維持改良工事		浚渫・草刈等委託		計
	件数	事業費	件数	事業費	
令和２年度	71 件	85,414 千円	103 件	47,421 千円	132,835 千円
令和３年度	56 件	73,340 千円	82 件	45,484 千円	118,824 千円
令和４年度	140 件	217,838 千円※	90 件	48,962 千円	266,800 千円
令和５年度	126 件	232,119 千円	89 件	50,327 千円	282,446 千円
令和６年度	157 件	262,602 千円	96 件	52,430 千円	315,032 千円

※令和４年度より緊急自然災害防止対策事業債を充当

(2) 河川環境整備事業

市内を流下する1級河川大分川、大野川、乙津川、七瀬川、判田川の河川敷は、都市内に残された貴重な空間であり、市民のうるおいと、やすらぎの場として活用するための、スポーツ施設や親水公園等の設置の計画がすすめられ、河川の複合的活用が図られています。

平成6年度から平成12年度にかけて、舞鶴橋から弁天大橋までの大分川左岸800mを建設省のラブリバー事業の一環として整備を行い市民に憩いの場として提供しました。大野川においても、鶴崎橋下流右岸河川敷の整備が計画され、平成13年度に事業を完了しました。

■ 乙津川環境整備事業整備状況

区分 年度	場所	整備状況	整備箇所数
昭和 57 年度 ～ 平成 19 年度	堂園左岸	水辺の楽校	6 ヶ所
	堂園右岸	スポーツ公園	
	高田橋右岸・堂園左岸	グラウンド	
	別保左岸・横尾左岸		

※水辺の楽校は河川・みなと振興課、スポーツ公園は公園緑地課、グラウンドはスポーツ振興課が管理しています。

美しい水辺づくり事業

平成22年度から平成25年度までアントレプレナーシップ事業として取組まれてきた「美しい水辺づくり事業」を、平成26年度より、河川・みなと振興課事業として引き継いでいくこととなりました。

環境美化・水質保全・自然保護の観点から、乙津川の「水辺の楽校」周辺を、より市民に親しまれる場所にするために、「水辺の楽校」の利活用を図る取組みを地域の団体と協働により実施しています。

- ・「乙津川水辺の楽校」自然植物観察園の整備



■ 野鳥観察案内板設置状況

年度 \ 区分	設置箇所	設置箇所数
平成 4 年度 ） 平成 12 年度	国分橋下流右岸、広瀬橋下流右岸 小野鶴橋下流左岸、明礪橋下流左岸 舞鶴橋上流左岸、海原橋上流左岸	6 ヶ所

（３）河川災害復旧事業

例年襲ってくる台風や長雨は、市内各地で河川の氾濫・決壊をひきおこし、市民の生命や財産をおびやかす市民生活の安定や社会経済に大きな影響を与えています。

本市においては、これらの災害を未然に防ぐため、河川の改修、整備をすすめているものの、大多数の河川は未改修の状態にあり、台風、長雨による影響は否めないものになっています。

これら河川等の公共施設に係る災害の早期復旧は行政の責務であり、本市も国の補助（補助率 2 / 3）を受けながら復旧に努めているところです。

（４）河川管理業務

河川占用

市内を流れる河川は、「河川法」、「国有財産法」、「大分市普通河川取締条例」、及び「大分市河川占用、使用及び採取料条例」、「大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例」等に基づき管理されており、これらにより河川の占用申請等に対して許可がなされたものについて、河川占用料の徴収が行われています。

過去５年間における河川占用申請件数、及び河川占用料調定額の推移は次のとおりとなっています。

■ 河川占用申請件数年度別推移

（単位：件）

区分 \ 年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
普通河川	通路橋等（無料）	4 (3)	4 (4)	2 (0)	1 (1)	2 (1)
	排水管等（無料）	13 (13)	14 (11)	6 (6)	4 (4)	3 (3)
準用河川	通路橋等（無料）	1 (0)	0	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	排水管等（無料）	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	6 (6)
法定外公共水路	通路橋等（無料）	30 (18)	18 (11)	15 (9)	16 (7)	4 (1)
	排水管等（無料）	14 (14)	22 (21)	15 (15)	25 (22)	8 (7)
そ の 他				6	1	
計			64	65	49	24

■ 河川占用料調定額年度別推移

（単位：円）

区分 \ 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
普通河川	704,720	714,682	846,920	855,710	860,946
準用河川	800,140	800,140	800,140	800,140	800,140
法定外公共水路	2,406,769	2,476,574	2,592,858	2,168,783	2,163,443
その他	1,915,350	1,915,350	1,949,250	1,949,250	1,955,774
計	5,826,979	5,906,746	6,189,168	5,773,883	5,780,303

開発協議

大型団地等の開発計画が開発建築指導課を通じて河川・みなと振興課に協議されます。

河川・みなと振興課では、雨水や雑排水等の放流先となる河川について断面検討などを行い、開発行為者に対して、各種の条件を付して、開発行為の同意を与えています。

過去5年間における開発協議の受付け状況は次のとおりとなっています。

■ 開発協議の年度別受付状況

（単位：件）

年度 \ 区分	事前協議	変更協議	計
令和2年度	16	1	17
令和3年度	22	0	22
令和4年度	21	0	21
令和5年度	11	0	11
令和6年度	18	2	20

境界立会

河川・みなと振興課では随時、準用河川及び普通河川における河川・みなと振興課管理地と民地との境界について、境界立会を行っており、字図をもとに当事者間で協議の上、境界の確認を行っています。

過去5年間における境界立会の実施件数は次のとおりとなっています。

■ 境界立会年度別実施状況

（単位：件）

年度 \ 区分	確認書の交付を行うもの	その他	合計
令和2年度	4	42	46
令和3年度	7	33	40
令和4年度	7	13	20
令和5年度	5	6	11
令和6年度	3	18	21

（５） 建築確認申請に伴う放流先の確認

建築確認申請に伴う放流先の確認は、準用河川・普通河川及び都市下水路、水路に放流するものについての確認を行っています。また、地すべり防止区域・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域についても確認も行っています。

（６） 水防業務

本市では、洪水や津波、高潮による水災を警戒・防御し、被害を軽減するため、水防法第 33 条の規定に基づき、関係機関が行う業務の内容、役割分担、連絡系統などを定めた「大分市水防計画」を策定しています。

水災が発生、又は発生する恐れがある場合には、大分市水防本部を設置し、河川管理者からの水位等の情報提供をもとに、水門等操作委託を行っている大分市消防団に対し、水門等操作員の待機・出動指示を行います。また、河川管理者から水防警報の通知を受けたときは、消防機関及び関係機関に連絡を行い、必要に応じて消防団の非常配備と水防活動を行います。

平常時には、国・県・市等の関係機関による出水時の情報伝達訓練の実施、大分市消防団を対象に水門等説明会及び水門等一斉点検の実施、大野川防災センターほか市内 10 箇所に設置している水防倉庫の保守管理と水防資器材の備蓄を行うとともに、洪水ハザードマップの配布や住民参加による水防訓練の実施等により市民の防災意識向上に努めています。

また、平成 29 年 6 月に施行された水防法の改正により、河川管理者である国・県、流域市、気象台からなる「大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」が新たに設置され、今後 5 年間で達成すべき目標を定め、減災のための取組を始めています。

なお、過去 5 年間における委託水門数の年度推移は次のとおりとなっています。

■ 委託水門件数年度別推移

（単位：件数）

年度 \ 区分	国管理 (国土交通省)	県管理	市管理	計
令和 2 年度	108	42	73	223
令和 3 年度	105	42	76	223
令和 4 年度	105	42	75	222
令和 5 年度	105	42	75	222
令和 6 年度	105	42	74	221

（７） 砂防事業等

急傾斜地崩壊対策事業

本市では、大分市地域防災計画の中で位置づけられている災害危険予想箇所（地すべり危険箇所・土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所）の災害防止工事の施工について、県及び地権者との協議をすすめています。

協議により用地問題（寄付）等の工事施工に関する諸問題が解決された地区については、県に対して砂防区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定と砂防堰堤等の築造や急傾斜地崩壊対策事業の早期着工を要請しています。

過去５年間に於ける急傾斜地崩壊対策事業（事業主体は県）の施工状況、それに伴う負担金の支払い状況（地方財政法２７条）は次のとおりとなっています。

■ 急傾斜地崩壊対策事業施工状況

区分 年度	施工場所
令和２年度	湛水地区・２号廻栖・田原地区・大園Ｃ地区・生石地区・西脇地区・関地区（公共） 宮尾地区・谷ヶ迫地区・釜本地区・大園Ｄ地区・国分新町地区・寒田北町４丁目地区・２号長水地区・餅田地区・牧地区・２号永興地区・白木地区（単独）
令和３年度	湛水地区・２号廻栖地区・田原地区・大園Ｃ地区・関地区・田ノ浦⑩地区・御幸１地区・一尺屋上浦地区・角子原地区・旦野原⑤地区・上宗方①地区・伊予床⑥地区・中下②地区・下白木地区（公共） 宮尾地区・谷ヶ迫地区・釜本地区・寒田北町４丁目地区・平横瀬地区・南太平寺地区・宮尾（平田）地区・白木地区・２号上野丘西地区・小浜地区・駄ノ原地区・関１、２地区（単独）
令和４年度	湛水地区、２号廻栖地区、田原地区、田ノ浦⑩地区、西角子原地区、旦野原⑤地区、上宗方①地区、一尺屋上浦地区、伊予床⑥地区、中下②地区、御幸１地区、竹中地区、関地区、下白木地区（公共） 谷ヶ迫地区、釜本地区、寒田北町４丁目地区、平横瀬地区、宮尾（平田）地区、内久原地区、上野丘西地区、白木地区、関１、２地区、２号上野丘地区、森４地区、宮尾地区（単独）
令和５年度	湛水地区、田原地区、田ノ浦⑩地区、西角子原地区、上宗方①地区、伊予床⑥地区、中下②地区、竹中地区、関地区、白木地区、元町地区、上野丘地区、２号長水地区（公共） 釜本地区、寒田北町４丁目地区、平横瀬地区、内久原地区、上野丘西地区、大興寺地区、椎迫二・一地区、松原⑤地区（単独）
令和６年度	湛水地区、田原地区、田ノ浦⑩地区、西角子原地区、上宗方①地区、伊予床⑥地区、中下②地区、竹中地区、関地区、白木地区、元町地区、上野丘地区、旦野原⑤地区、御幸１地区、一尺屋上浦地区、下白木地区、２号長水地区（公共） 平横瀬地区、上野丘西地区、森④地区、宮尾地区、田ノ浦１７地区、南太平寺地区、大興寺地区、椎迫二・一地区、松原⑤地区（単独）

■ 県工事負担金年度別推移

（単位：千円）

区分 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
負担金額	59,400	79,340	49,913	64,163	64,250

大分市既成宅地防災工事等助成事業

県が実施しています急傾斜地崩壊対策事業は、人家５戸以上を対象とし、５戸未満の危険箇所は今まで、放置されていたことから、平成１８年６月１日より、５戸未満を対象とした「大分市既成宅地防災工事等助成要綱」を制定し、平成１９年度より事業を施行しています。

助成要綱の概要は、崖地の高さおおむね５ｍ以上、傾斜度３０度以上で、現に居住の用に供しているものです。助成金の額は、対象戸数５戸未満で、助成率１０分の８、１戸当たり６００万円を限度とし、毎年４月１日から１０月３１日まで申請受付をしています。

過去５年間における大分市既成宅地防災工事等助成事業の助成状況は次のとおりとなっています。

■ 大分市既成宅地防災工事等助成状況

（単位：件）

区分 \ 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
助成件数	１	２	１	１	３



（８）雨水貯留施設設置補助事業

雨水の流出を抑制や、水資源としての雨水の有効利用を推進し、自然と人間の共生する環境循環型社会の構築に資することを目的に、雨水貯留施設を設置するために要した経費の一部を補助する事業を実施しています。

補助の対象となる施設の要件は、雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留するための構造を持っていること、容量が１００リットル以上のものであること、設置から５年以上使用できると認められること、雨水貯留タンクにあっては雨水貯留用又はローリータンクとして市販されており、浄化槽転用雨水貯留施設にあってはポンプ設備を有していることなどです。

補助金の額は、経費の２分の１とし、雨水貯留タンクは２５，０００円、浄化槽転用雨水貯留施設の設置は５０，０００円を上限としています。

（９）海岸・港湾事業

海岸・港湾事業についてはその事業主体は県にあり、本市は「地方財政法 27 条」の規定に基づき県の施行する海岸・港湾事業に対して負担金を支払っています。

併せて、日本港湾協会をはじめ大分港清港会等港湾関係の団体に加盟し、理事会、総会へ出席する中、海岸・港湾に関する情報収集や清掃活動に参加し、また瀬戸内海の路ネットワーク事業等にも参画する等各方面で活動を行っています。

また、平成 29 年度からは、国直轄による「大分港海岸直轄海岸保全施設整備事業」が着工されたことに伴い、検討委員会に事務局として参加のほか、港湾関連会議へ積極的に参加するなど、予算確保に向けた要望活動等も実施しています。

過去 5 年間における海岸・港湾に関する事業の施工状況及びそれに伴う負担金の支払い状況は次のとおりとなっています。

■ 海岸・港湾事業施工状況

区 分 年 度	施 工 場 所
令和 2 年度	大在西地区（複合一貫輸送ターミナル改良事業）、坂ノ市地区（改修重要港湾）（改修利便性向上）、住吉地区（改修重要港湾）、西大分地区（改修利便性向上）、乙津地区（改修延命化対策）、鶴崎地区（改修延命化対策）、大在地区（改修延命化対策）
令和 3 年度	大在西地区（複合一貫輸送ターミナル改良事業）（改修延命化対策）、坂ノ市地区（改修重要港湾）（改修延命化対策）、住吉地区（改修重要港湾）、乙津地区（改修延命化対策）
令和 4 年度	大在西地区（複合一貫輸送ターミナル改良事業）（改修延命化対策）（改修重要港湾）、坂ノ市地区（改修重要港湾）（改修延命化対策）、住吉地区（改修重要港湾）（改修延命化対策）、乙津地区（改修延命化対策）、大在地区（改修延命化対策）、西大分地区（改修延命化対策）、鶴崎地区（改修延命化対策）
令和 5 年度	大在西地区（複合一貫輸送ターミナル改良事業）（改修重要港湾）、大在地区（改修延命化対策）、坂ノ市地区（改修重要港湾）（改修延命化対策）、乙津地区（改修延命化対策）、西大分地区（改修延命化対策）、鶴崎地区（改修延命化対策）、古宮地区（改修地方港湾）
令和 6 年度	大在西地区（複合一貫輸送ターミナル改良事業）（改修重要港湾）、住吉地区（改修重要港湾）、大在地区（改修延命化対策）、坂ノ市地区（改修重要港湾）（改修延命化対策）、乙津地区（改修延命化対策）、西大分地区（改修延命化対策）、鶴崎地区（改修延命化対策）、古宮地区（改修地方港湾）

■ 県工事負担金年度別推移

（単位：千円）

区 分 年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
負 担 金 額	288,835	315,749	375,404	347,848	174,424

（１０） 砂利採取計画認可申請に係る協議

砂利採取計画の認可申請について、認可権者の大分県知事から意見の照会があった場合、河川・みなと振興課が窓口となり、関係各課の意見を集約のうえ、県に回答しています。

過去５年間に於ける意見照会の件数状況は次のとおりとなっています。

■ 砂利採取計画認可申請に係る協議受付状況

（単位：件）

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和２年度	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
令和３年度	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
令和４年度	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
令和５年度	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
令和６年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（１１） 河川・みなと振興課が事務局を持つ外郭団体

大分川・大野川改修促進同盟会

大分川、大野川の改修及び整備を促進するための財源確保や予算拡大を図る目的で組織された団体で、国や関係行政団体等に積極的な要望活動等を行っています。

乙津川環境整備事業促進期成会

乙津川の環境整備を促進し、清らかな水と、魚すむ緑豊かな河川を市民に提供することを目的とし、河川改修や環境整備について、河川管理者である国土交通省へ要望を行うほか、乙津川の美化活動や小中学生を対象とした自然体験学習を通じて河川愛護や自然環境保全の思想の普及を行っています。鶴崎地区の自治会、商工会議所、各種団体、企業の代表及び学識経験者等で構成されています。

（１２） 防災ハザードマップ

洪水ハザードマップ

近年、記録的な集中豪雨等による河川の氾濫が頻発しており、全国各地で浸水被害が多発しています。このような被害をできる限り軽減するためには、市民等が日頃から自分が暮らす地域にはどのような水害リスクがあるのかを認識し、いざというときに的確かつ迅速な避難行動がとれることが重要です。

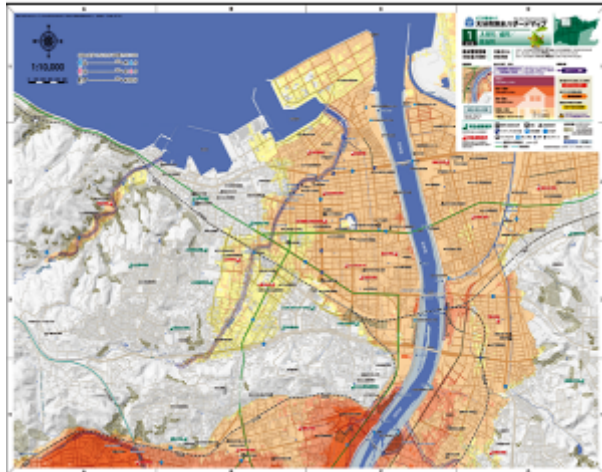
本市では、平成１９年度に国や県が作成した「浸水想定区域図」を基に「洪水ハザードマップ」を作成し、対象地域に約８万４千枚を配布しました。

その後、平成２７年度の水防法改正により、「想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域」が新たに公表されたことから、平成３０年度から洪水ハザードマップの全面的な更新を行い、令和元年８月に対象地域に約１６万枚を配布しました。

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

現在、市のホームページにマップのデータを掲載し、インターネットを通じて参照できるほか、「おおいた洪水ハザードアプリ」を制作し、携帯端末で浸水データや緊急避難場所等の防災情報が取得できるようにしています。

また、防災危機管理課作成の「わが家の防災マニュアル（風水害編）」にも洪水ハザードマップを掲載し、令和元年9月に全戸配布しました。



洪水ハザードマップ

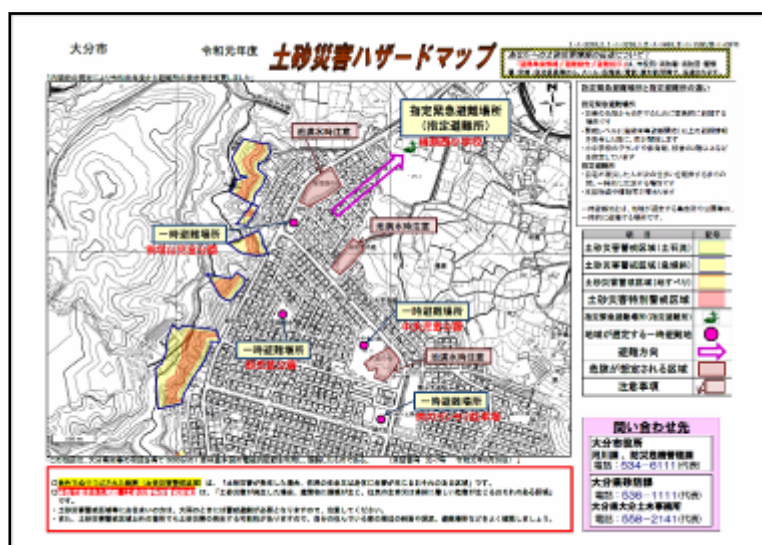


おおいた洪水ハザードアプリ

土砂災害ハザードマップ

令和6年度に、土砂災害防止法により指定された28区域（31箇所）について、土砂災害危険区域等の範囲や避難場所、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向など、土砂災害時に円滑かつ迅速に避難確保に必要な事項を記載した「土砂災害ハザードマップ」を作成し、対象となる区域の各世帯に配布しました。

また今後も、大分県による土砂災害危険区域等が指定されたのち、随時「土砂災害ハザードマップ」を作成し、市民へ周知等を行うようにしています。

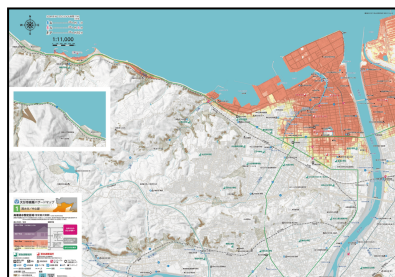


土砂災害ハザードマップ

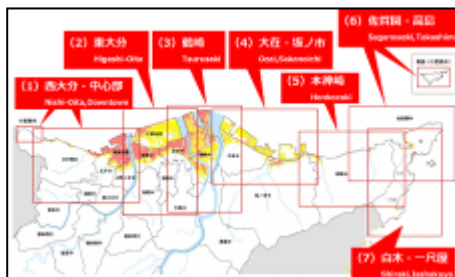
高潮ハザードマップ

令和３年６月に県が新たに指定・公表された、高潮浸水想定区域を基に、緊急避難場所やアンダーパス・地下道など、避難する際に必要な事項を記載した、「高潮ハザードマップ」を作成し、対象地域に約７万５千枚を配布しました。

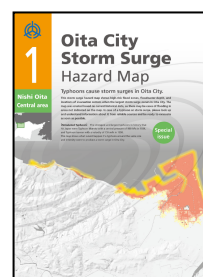
本ハザードマップは市内沿岸部を７つの図郭に分割し作成をしております。また、英語版を併せて作成しております。



高潮ハザードマップ



図郭割



英語版（表紙）

（１３）水害時避難支援事業

市が管理する中小河川の氾濫危険箇所を基本とし、その他アンダーパス等浸水被害が発生する情報を的確に把握し、行政の迅速な防災活動を行い、市民の避難行動につなげるため、水害監視カメラや自主避難の目安となる量水標の設置を行いました。また、カメラ映像は市ホームページおよびYouTubeにて公開し、市民の早めの避難を促しています。



大分市水害監視カメラシステム



YouTube 公式チャンネル

4. 資料編

（１）大分市の管理する河川の状況

本市が「河川法」及び「大分市普通河川取締条例」に基づき告示している河川は、準用河川 17 本と普通河川 300 本で、その状況は P 70～P 74 のとおりとなっています。

＊ 準用河川：河川法の二級河川に関する規定が準用される河川

＊ 普通河川：河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川

■ 準用河川 （河川法の二級河川に関する規定が準用される河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	告示年月日
1	旧寒田川	555.0	0.100	昭和 50 年 4 月 1 日
2	戸無瀬川	790.0	1.260	昭和 52 年 4 月 26 日
3	原川	720.0	1.220	昭和 52 年 4 月 26 日
4	金谷川	978.4	0.750	平成 22 年 5 月 12 日
5	光吉谷川	765.0	1.070	昭和 52 年 9 月 1 日
6	鴨園川	1,320.0	1.360	昭和 52 年 9 月 1 日
7	迫川	1,700.7	1.350	平成元年 7 月 11 日
8	中尾川	1,290.0	2.100	平成元年 7 月 11 日
9	下横瀬川	1,400.0	1.030	昭和 55 年 5 月 2 日
10	本田川	1,550.0	1.700	昭和 55 年 5 月 2 日
11	馬入川	713.0	1.600	平成元年 7 月 11 日
12	第一東川	350.0	1.220	平成元年 9 月 22 日
13	広内川	1,159.0	0.570	平成 2 年 8 月 28 日
14	畑分川	950.0	1.440	平成 3 年 10 月 8 日
15	東上野川	862.0	0.830	平成 5 年 4 月 7 日
16	長谷川	1,173.0	1.070	平成 5 年 4 月 7 日
17	大舞川	883.0	1.107	平成 17 年 1 月 1 日
合計		17,159.1	19.777	

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)
1	鳴川	1,548	1.89	41	宇曽谷川	814	2.69
2	第一田ノ浦川	776	0.57	42	宇曽谷川支川	745	0.41
3	第二田ノ浦川	1,309	0.50	43	荒平川	329	0.19
4	第三田ノ浦川	1,245	0.53	44	椎迫谷川	516	0.13
5	第三田ノ浦川支川	808	0.11	45	原川	50	0.97
6	第四田ノ浦川	638	0.81	46	高月川	272	0.42
7	第四田ノ浦川支川	476	0.46	47	せえるし川	948	0.50
8	下白木川	152	0.13	48	観音寺川	138	0.29
9	白木川	1,613	1.17	49	本田川	550	0.82
10	白木川支川	214	0.10	50	本田川支川	777	0.22
11	白木川第二支川	323	0.20	51	本田川第二支川	503	0.34
12	牛ヶ谷川	739	0.40	52	本田川第三支川	250	0.09
13	小谷川	390	0.14	53	東院川	1,112	1.50
14	南生石川	700	0.17	54	東院川支川	312	0.21
15	荒巻川	870	0.33	55	中島川	2,104	2.55
16	角子原川	1,231	0.32	56	中島川支川	636	0.95
17	上野稲田川	1,183	0.72	57	下中島川	563	0.35
18	野稲田川	1,048	0.38	58	尼ヶ瀬川	1,912	0.79
19	唐隅川	1,659	0.74	59	尼ヶ瀬川支川	239	0.27
20	大山川	894	0.36	60	井手ノ上川	1,812	0.94
21	上坂本川	1,091	0.49	61	深河内川	984	0.45
22	坂本川	1,077	0.46	62	深河内川支川	310	0.12
23	坂本川支川	383	0.11	63	小野鶴川	1,575	1.30
24	殿川	1,152	0.58	64	津守川	2,243	1.91
25	牧川	1,630	0.52	65	碓山川	1,682	1.16
26	牧川支川	408	0.06	66	米良谷川	958	0.31
27	池ノ平川	818	0.47	67	鴨園川	450	0.26
28	今堤川	1,461	1.18	68	中尾川	360	2.10
29	今堤川支川	478	0.35	69	中尾川支川	1,125	0.90
30	上志村川	632	0.50	70	日暮川	1,293	0.63
31	志村川	488	0.33	71	上久所川	2,126	1.12
32	上ノ原川	1,233	0.97	72	馬場川	935	0.37
33	江川	1,495	0.95	73	鬼塚川	528	0.16
34	江川支川	813	0.28	74	由ヶ迫川	328	0.24
35	塩田川	326	0.20	75	畑分川	2,382	1.44
36	東上野川	1,720	0.83	76	保理木川	873	1.02
37	猿喰川	1,990	1.27	77	保理木川支川	1,363	0.28
38	西八丸川	693	0.32	78	保理木川第二支川	345	0.14
39	東八丸川	772	0.34	79	鬼崎川	3,426	2.88
40	奈良原川	293	0.07	80	飛塚川	2,847	1.39

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)
81	平横瀬川	324	1.16	121	蕨野谷川	1,120	0.42
82	馬入川	766	1.03	122	旦野原川	2,058	1.11
83	上小野鶴川	576	1.13	123	敷戸川支川	1,365	0.27
84	東芳河原	740	0.26	124	一の瀬川	575	0.54
85	米良東谷川	633	0.15	125	西芳河原川	504	0.28
86	米良下谷川	205	0.17	126	貝ヶ迫川	605	0.43
87	米良上谷川	414	0.27	127	一ツ橋谷川	575	0.20
88	水ヶ谷川	880	0.30	128	西谷川	797	1.16
89	七曲谷川	350	0.27	129	丹生川	684	0.88
90	清水川	813	0.94	130	丹生川支川	388	0.25
91	大谷川支川	242	0.15	131	園田川	6,403	6.71
92	南谷川	630	0.20	132	赤仁田川	1,245	0.58
93	浄土寺川	475	0.42	133	ゴゼ原谷川	330	0.29
94	延命寺川	583	0.24	134	田尾谷川	633	0.24
95	奥原川	3,154	1.32	135	内植田川	832	0.88
96	奥原川支川	288	0.12	136	辺甫羅谷川	830	0.28
97	佐野川	1,058	1.92	137	明神谷川	1,563	0.42
98	久土川	2,380	1.10	138	露谷川	1,843	0.57
99	屋山川	2,530	1.39	139	寒田川	4,621	3.96
100	炭屋川	928	0.96	140	上石川	1,018	0.60
101	炭屋川支川	553	0.43	141	高尾平谷川	505	0.20
102	水ヶ下川	1,663	1.35	142	大田第一谷川	950	0.03
103	隋光谷川	890	0.26	143	大田第二谷川	233	0.08
104	水ヶ下川支川	496	0.32	144	船ヶ迫谷川	438	0.19
105	轟川	1,133	1.12	145	中切谷川	563	0.37
106	轟川支川	515	0.24	146	西寒多川	818	0.33
107	尾田川	1,789	1.41	147	敷戸川	721	0.38
108	大河内川	744	0.33	148	高江川	2,000	1.05
109	大河内川支川	285	0.16	149	笹ヶ迫谷川	405	0.18
110	川下川	298	0.12	150	高江川支川	1,418	0.75
111	尾田川支川	241	0.23	151	長迫谷川	1,658	0.27
112	尾田川第二支川	353	0.18	152	長山川	1,898	0.50
113	上横瀬川	213	1.11	153	戸無瀬川	290	0.43
114	横瀬川支川	450	0.26	154	岩ノ下川	403	0.08
115	横瀬川	373	0.87	155	第一東川	1,650	1.21
116	岡谷川	1,396	0.91	156	片野川	631	0.26
117	高瀬川	762	0.31	157	深迫川	1,720	0.90
118	田尻谷川	1,637	0.46	158	深迫川支川	848	0.25
119	田尻川	1,459	1.22	159	尾津留川	1,140	0.79
120	流田谷川	405	0.35	160	宮谷川支川	558	0.15

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)
161	判田川	3,562	3.28	201	上利光川	315	0.14
162	瀬戸谷川	1,123	0.58	202	池田川	1,403	0.52
163	柳ヶ迫谷川	240	0.04	203	馬ヶ川	2,345	1.59
164	安田谷川	720	0.28	204	馬ヶ川支川	1,146	0.36
165	前谷川	575	0.33	205	河原内川	5,101	1.63
166	明り谷川	213	0.20	206	黒岩川	1,253	1.65
167	立小野川	2,686	1.77	207	黒岩川支川	1,450	0.52
168	板山川	348	0.09	208	黒岩川第二支川	520	0.15
169	川内川	458	0.21	209	黒岩川第三支川	593	0.27
170	立小野川支川	2,868	1.52	210	岡鶴谷川	470	0.50
171	山田川	1,010	0.47	211	田代谷川	325	0.14
172	中の原川	508	0.46	212	小中尾川	1,545	1.86
173	宮ノ原川	275	0.16	213	木工代川	1,685	1.05
174	下冬田川	209	0.18	214	平原川	2,830	2.96
175	和田川	2,449	1.25	215	平原川支川	1,398	0.97
176	前迫川	888	0.27	216	檜原川	1,395	0.48
177	平野川	651	0.15	217	岩下谷川	1,300	0.66
178	湯の谷川	914	0.27	218	中無礼川	426	0.09
179	戸次谷川	3,813	3.29	219	吉河原内川	3,475	2.16
180	無田川	1,239	0.58	220	的場川	654	0.21
181	無田川支川	353	0.28	221	上の場川	1,487	0.56
182	仁田原川	2,743	1.82	222	下の場川	1,133	0.49
183	佐柳川	2,362	1.53	223	吉間川	545	0.12
184	佐柳川支川	825	0.22	224	中原川	400	0.09
185	大内谷川	795	0.28	225	高城川	705	0.27
186	大内川	1,403	1.69	226	岩上川	1,389	0.70
187	大内谷川支川	940	0.65	227	花香川	1,350	0.44
188	長谷川	1,895	1.00	228	小筒井川支川	601	0.81
189	内浦川支川	588	0.08	229	桑津留川	615	0.37
190	内浦川	551	0.74	230	穴井迫川	2,048	1.86
191	木ノ下谷川	938	0.39	231	杉原川	945	0.53
192	上冬田川	196	0.13	232	大丸川	3,158	2.18
193	冬田川	1,188	0.68	233	大丸川支川	1,164	0.49
194	末広川支川	1,098	2.04	234	宮尾川	3,471	1.22
195	末広川第二支	1,670	0.96	235	蔵野川	1,380	1.68
196	玉泉寺川	1,260	0.60	236	吉野川	1,791	0.64
197	藤助川	1,445	0.71	237	花鶴川	2,359	2.22
198	藤助川支川	660	0.21	238	伊与床川	1,450	0.59
199	脇津留川	936	0.74	239	奥谷川	548	0.10
200	王惣川	698	0.33	240	上花香川	885	0.29

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)
241	船渡川	1,798	0.96	281	摺川	3,360	3.89
242	下堤川	1,259	0.26	282	杵ヶ原川	4,200	7.89
243	下影ノ木川	569	0.25	283	小原川	1,818	1.16
244	影ノ木川	1,546	0.82	284	高沢川	2,512	2.19
245	西安位川	1,734	1.20	285	高沢川支川	824	0.72
246	東安位川	1,603	1.08	286	小川野川	1,830	1.76
247	東安位川支川	383	0.32	287	荒木川	905	1.99
248	初田川	3,195	3.48	288	石合川	882	1.12
249	屋形川	2,659	1.68	289	尾原川	994	2.27
250	志津留川	2,232	1.43	290	西大平川	500	
251	志津留川支川	539	0.30	291	大平川	600	
252	稲積川	2,816	2.81	292	古幸川	300	
253	萱場谷川	710	0.42	293	辛幸川	600	
254	仁田平谷川	975	0.47	294	古宮川	1,400	
255	仁田平谷川支川	340	0.24	295	福水川	700	
256	蒲ヶ谷川	363	0.20	296	小黒川	350	
257	上川原川	1,637	1.09	297	白木川	700	
258	金井戸川	485	0.81	298	高崎山排水路	280	1.28
259	下川原川	678	0.37	299	桑本川	197	0.19
260	尾首谷川	755	0.26	300	大谷川	1,620	1.65
261	吉野山川	328	0.49				
262	中ノ内谷川	600	0.34				
263	第二東川	750	0.14				
264	鶴瀬第一排水路	1,476	0.62				
265	鶴瀬第二排水路	575	0.14				
266	備後排水路	2,168	1.38				
267	尾崎排水路	485	0.34				
268	安友川	920	2.18				
269	廻栖川	324	0.88				
270	入蔵川	1,996	1.69				
271	入蔵川支川	810	0.83				
272	舟平川	804	0.98				
273	太田川	5,778	8.84				
274	矢貫川	2,773	2.71				
275	吉熊川	728	6.82				
276	朝海川	2,390	7.95				
277	裏谷川	5,074	7.51				
278	裏谷川支川	2,342	1.51				
279	梨原川	2,816	5.72				
280	栗林川	3,148	2.11		合計	349,423	

（２）大分市の管理する都市下水路の状況

本市が「下水道法」に基づき告示している都市下水路は６本で、その状況は次のとおりとなっています。

■ **都市下水路**（雨水による市街化の浸水を防ぐため、公共下水道の整備に先立って整備された水路）

番号	名 称	延 長 (m)	幅 員 (m)	集水区域 (ha)	告示年月日
1	萩原都市下水路	3,200	11.15 ～ 20.69	444	S40.8.24
2	久原都市下水路	1,153	1.4 ～ 2.7	46	S62.7.6
3	里都市下水路	560	1.2 ～ 2.0	35	S48.7.14
4	津守都市下水路	1,770	2.2 ～ 4.2	275	S56.7.1
5	皆春１号都市下水路	551	1.2 ～ 4.3	18	S60.12.10
6	坂ノ市都市下水路	890	1.2 ～ 2.1	31	S63.11.15
	合 計	8,124		849	

第5章

建築課

1. 業務の概要

設計・監理

建築課は市有施設及び文教施設の建設や営繕工事等に係る設計・発注・工事監理を主業務としていますが、今後は公共施設を「予防保全型」で計画的に維持管理し、最適な配置や運営を促すことで財政負担の軽減と平準化を図り、経営的な視点で公共施設を運用していく「マネジメントの推進」に資する施設整備が求められています。

「安全・安心なまちづくり」を推進する本市としましては、公共建築物の設計にあたり、建築物の目的・用途に応じた多様な手法を用いることにより効率性と高品質を確保するとともに、「文化性豊かな施設づくり」「人や自然にやさしい施設づくり」「災害に強い施設づくり」を目指しています。

2. 施策の方向

（１）令和７年度着工（予定）の主要工事

大分市消防総合訓練所補助塔改築工事

工事場所：大分市新貝 276 番地

敷地面積：2,880.05 m²

構造規模：鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）3 階建

建築面積：135.17 m²

床面積：305.04 m²

工 期：令和 7 年 8 月～令和 8 年 3 月（予定）

特 徴

大分市消防総合訓練所は、災害時に備え、消防士の訓練施設として昭和 58 年に主塔・副塔・補助塔の 3 棟が建設されました。本工事は、老朽化が進む補助塔の改築にあわせ、実災害に対応できる消防活動能力を養成する訓練用設備を設置し、消防活動技術の向上を図ることを目的としています。

大分市立荏隈小学校屋内運動場長寿命化改修工事

工事場所：大分市大字荏隈 1380 番地

敷地面積：21,333.59 m²

構造規模：（屋内運動場）鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 平家建
（倉庫） 鉄骨造 平家建（別棟増築部）

建築面積：（屋内運動場） 940.72 m²
（倉庫） 8.90 m²（別棟増築部）

床面積：（屋内運動場） 885.75 m²
（倉庫） 8.90 m²（別棟増築部）

工 期：令和 7 年 6 月 24 日～令和 8 年 2 月 27 日

特 徴

本工事は、令和 3 年 5 月に改訂した「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、昭和 54 年に建築された建物を 80 年以上使用するために長寿命化改修を行うものです。室内は児童や利用者が安全に施設を利用できるように床をクッション性のあるスポーツ用シートに改修します。

さらに、災害時は避難所としての役割を担う可能性があるため、避難生活に必要なバリアフリースイレやシャワー室、空調設備、防災備蓄棚などを整備し、利便性の向上を図ります。また、あわせて屋内運動場用の倉庫が不足した為、増築します。

3. 発注（契約）実績

【令和4年度】

(単位：円)

種 別		一 般		教育委員会		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
委 託		22	82,917,963	13	33,117,524	35	116,035,487
建 築	新改築	6	67,189,804	7	89,125,080	13	156,314,884
	修繕等	37	306,329,689	42	450,651,212	79	756,980,901
電 気	新改築	8	6,664,350	2	2,508,000	10	9,172,350
	修繕等	45	305,667,135	21	119,580,186	66	425,247,321
機 械	新改築	7	17,846,004	1	770,000	8	18,616,004
	修繕等	38	203,472,412	29	152,673,504	67	356,145,916
小 計	新改築	21	91,700,158	10	92,403,080	31	184,103,238
	修繕等	120	815,469,236	92	722,904,902	212	1,538,374,138
合 計		163	990,087,357	115	848,425,506	278	1,838,512,863

【令和5年度】

(単位：円)

種 別		一 般		教育委員会		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
委 託		22	78,102,937	19	62,605,158	41	140,708,095
建 築	新改築	12	385,701,910	0	0	12	385,701,910
	修繕等	39	223,531,786	57	1,337,378,061	96	1,560,909,847
電 気	新改築	12	48,705,624	0	0	12	48,705,624
	修繕等	54	142,274,228	30	234,421,675	84	376,695,903
機 械	新改築	13	67,978,460	0	0	13	67,978,460
	修繕等	44	244,737,083	22	190,076,758	66	434,813,841
小 計	新改築	37	502,385,994	0	0	37	502,385,994
	修繕等	137	610,543,097	109	1,761,876,494	246	2,372,419,591
合 計		196	1,191,032,028	128	1,824,481,652	324	3,015,513,680

【令和6年度】

(単位：円)

種 別		一 般		教育委員会		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
委 託		24	31,689,926	28	272,746,866	52	304,436,792
建 築	新改築	8	1,194,101,744	0	0	8	1,194,101,744
	修繕等	29	263,290,087	42	1,592,899,253	71	1,856,189,340
電 気	新改築	9	1,739,145,263	0	0	9	1,739,145,263
	修繕等	49	225,889,695	35	353,240,822	84	579,130,517
機 械	新改築	11	186,555,811	0	0	11	186,555,811
	修繕等	33	250,756,646	29	264,376,841	62	515,133,487
小 計	新改築	28	3,119,802,818	0	0	28	3,119,802,818
	修繕等	111	739,936,428	106	2,210,516,916	217	2,950,453,344
合 計		163	3,891,429,172	134	2,483,263,782	297	6,374,692,954

第6章

住 宅 課

1. 業務の概要

住宅課では、安全で快適な住宅の整備を図るため以下の業務を行っています。

- (1) ～ (3) 市営住宅、特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅及び従前居住者用賃貸住宅（市営住宅等）の管理・建設、大分市営住宅入居者選考委員会
- (4) 特定優良賃貸住宅に対する家賃補助制度
- (5) サービス付き高齢者向け住宅に関する事務
- (6) 空き家等対策
- (7) 移住者の居住支援
- (8) 子育て高齢者世帯等リフォーム支援
- (9) 子育て世帯の中古住宅取得支援
- (10) ふるさと団地の元気創造推進事業
- (11) マンション管理適正化推進事業
- (12) 耐震関連

2. 施策の方向

（１）住宅施策の方向

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画である「住生活基本計画（全国計画）」が令和３年３月に見直され、大分県においても令和４年３月に「大分県住生活基本計画」が見直される中で、少子高齢化や人口減少社会の到来を見据えて本市における住宅政策の指針である「大分市住生活基本計画」を令和５年３月に策定しました。このプランに基づき、新たな空き家対策や住宅の確保が困難な住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの構築、地域住民の主体的な地域の住環境の魅力向上に対する支援、子育て世帯・高齢者世帯・三世帯同居世帯の安定居住など、市民一人ひとりが希望する住生活の実現を図るため、各種住宅施策を展開していきます。

（２）大分市における公営住宅供給の基本的な考え方

令和２年度に改定を行った「大分市公営住宅等長寿命化計画」及び令和４年度に見直しを行った「大分市住生活基本計画」により、下記のとおり事業を推進します。

- ① 「大分市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行うことで公営住宅等ストックの長寿命化を図り、安全で快適な住まいを長期にわたって確保するとともに、地域社会においてバランスのとれた公営住宅等の管理運営を図るため、適正な管理戸数の維持に努めます。
- ② 建替えに際しては、敷地の高度利用や地域の特性に配慮した設計とし、多様なニーズに応じた住戸配置を行うとともに、地域のニーズをふまえ、地域に開かれた施設を併設する等、地域やまちづくりへの貢献についても検討します。
- ③ 入居要件やその他維持管理における制度の見直しや、子育て世帯・高齢者・障がい者等の優先入居、住み替え支援など、多様化するニーズに対応します。また、共益費をはじめとする入居者の負担を軽減させる取組について検討します。
- ④ 子育て世帯・高齢者・障がい者等、特に居住の安定が必要な世帯を対象とした特定目的住宅については、需要の動向を見極めながら、適切な戸数の確保に努めます。
- ⑤ 入居者の収入超過状況等の状況把握を行い、適切な入居管理を行います。

3．施策の概要

(1) 市営住宅等の管理

本市内の既存の市営住宅等について、申込受付業務、家賃収納業務及び維持管理・修繕業務等を行っています。

①管理戸数の推移（令和7年3月31日現在）

（単位：戸）

年度	項目		管 理 戸 数							設 戸 数						
	種別	地区	一般住宅	3種	改良	特定公共	地域特別	従前居住者用	計	一般住宅	3種	改良	特定公共	地域特別	従前居住者用	計
令和3年度	大分		1,817		92	54		110	2,073							
	鶴崎		921						921							
	植田		1,528	6					1,534							
	大南		74				10		84							
	大在		60						60							
	坂ノ市		141						141							
	佐賀関		321			6			327							
	野津原		90			18			108							
	計		4,952	6	92	78	10	110	5,248	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	大分		1,817		92	54		110	2,073							
	鶴崎		921						921							
	植田		1,528	4					1,532							
	大南		74				10		84							
	大在		60						60							
	坂ノ市		141						141							
	佐賀関		321			6			327							
	野津原		90			18			108							
	計		4,952	4	92	78	10	110	5,246	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	大分		1,817		92	54		110	2,073							
	鶴崎		921						921							
	植田		1,528	4					1,532							
	大南		74				10		84							
	大在		60						60							
	坂ノ市		141						141							
	佐賀関		321			6			327							
	野津原		90			18			108							
	計		4,952	4	92	78	10	110	5,246	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	大分		1,817		92	54		110	2,073							
	鶴崎		921						921							
	植田		1,528	4					1,532							
	大南		74				10		84							
	大在		60						60							
	坂ノ市		141						141							
	佐賀関		321			6			327							
	野津原		90			18			108							
	計		4,952	4	92	78	10	110	5,246	0	0	0	0	0	0	0

②構造及び用途別管理戸数（令和7年3月31日現在）

（単位：戸）

種 別 構 造	一般 住宅	3種	改良	特定 公共	地域 特別	従前居 住者用	合計
木 造 平 屋	43	4	0	0	6	0	53
木 造 2 階	0	0	0	0	4	0	4
簡 易 耐 火 平 屋	289	0	0	0	0	0	289
簡 易 耐 火 2 階	161	0	旭町 26 荒巻 14	0	0	0	201
耐 火 2 階	26	0	0	0	0	0	26
中 層 耐 火	3,425	0	旭町 52	24	0	0	3,501
高 層 耐 火	1,008	0	0	54	0	110	1,172
合 計	4,952	4	92	78	10	110	5,246

種別 特 構 造	目 住 宅	合 計
	身 障 母 子 老 人 同 居 多 家 族 老 人 世 帯 低 家 賃 地 域 改 善	
木 造 平 家	小原 4 花香 1	0 0 0 小原 4 0 0 0 9
簡易耐火平 家	小原 6 下芹 1	0 小原 12 0 0 0 小野鶴 70 89
簡 易 耐 火 2 階	0	0 0 0 0 0 栗山 4 4
耐 火 2 階	0	0 0 0 0 0 0 0
中 層 耐 火	上田町 2 大石町 2 裏川 2 大空 2 東浜 4 高田 1	高田 1 上田町 2 裏川 4 0 高田 1 新川 (母子) 20 新加茂 18 59
高 層 耐 火	東明野 2 羽田 2 敷戸北 6	東明野 6 東明野 17 東明野 10 東明野 5 0 0 48
合 計	35	7 35 10 10 20 92 209

③応募状況の推移

（単位：戸）

年度	区分	項目 種別	新 築 補 充						備 考
			募集戸数	応募戸数	入居戸数	差引	応募戸数	入居戸数	
			(A)	(B)	(C)	(B) - (C)	(B)	(C)	
令和3年度		一般住宅	0	0	0	0	514	110	404
		特 公 賃	0	0	0	0	0	0	0
		地域特別賃	0	0	0	0	0	0	0
		従前居住者用	0	0	0	0	438	7	431
		計	0	0	0	0	952	117	835
令和4年度		一般住宅	0	0	0	0	677	104	573
		特 公 賃	0	0	0	0	0	0	0
		地域特別賃	0	0	0	0	5	1	4
		従前居住者用	0	0	0	0	325	4	321
		計	0	0	0	0	1,007	109	898
令和5年度		一般住宅	0	0	0	0	639	94	545
		特 公 賃	0	0	0	0	3	3	0
		地域特別賃	0	0	0	0	5	2	3
		従前居住者用	0	0	0	0	304	3	301
		計	0	0	0	0	951	102	849
令和6年度		一般住宅	0	0	0	0	726	92	634
		特 公 賃	0	0	0	0	0	0	0
		地域特別賃	0	0	0	0	4	2	2
		従前居住者用	0	0	0	0	233	4	229
		計	0	0	0	0	963	98	865

(2) 市営住宅の建設

住宅や住環境などに対する市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、大分市公営住宅等長寿命化計画に基づく建替えを推進し、ゆとりある優れた住環境の整備を図っています。

【9ヵ年の建設状況】

年度	項目 住宅名	戸数	種 別			所 在 地	構 造	戸当り床面積 (㎡)	備 考
			公営住宅	特定公共	地域特別				
H28	小屋鶴H27	45	45			大分市大字野津原	中 層 5 F	82.97	
H30	敷戸南H29	40	40			大分市敷戸南町	中 層 5 F	85.58	
R元	小屋鶴H30	45	45			大分市大字野津原	中 層 5 F	82.97	
R2	敷戸南R1	40	40			大分市敷戸南町	中 層 5 F	85.58	

（３）大分市営住宅入居者選考委員会

市営住宅・特定公共賃貸住宅の現状を把握し、入居者選考の制度や基準について協議を行う委員会です。市議会議員５名、関係団体の代表者４名、市の職員１名で構成されます。（任期：令和７年４月１日～令和９年３月３１日）

区分		氏名	摘要
市議会議員	委員長	堀 嘉徳	新市民クラブ
	副委員長	平田 友章	公明党
	委員	大津 將嘉	自由民主党
	委員	うつのみや 陽子	ネットワークみらい
	委員	直野 里子	地域政党おおいた。
関係団体の 代表者	委員	荒金 一義	大分市自治会連合会
	委員	浅見 陽央	連合大分中部地域協議会
	委員	小田 貴美子	大分市民生委員児童委員協議会
	委員	牧 久美	大分市地域婦人団体連合会
市の職員	委員	小野 晃正	大分市土木建築部長

（R7.4.1現在）

（４）特定優良賃貸住宅に対する家賃補助制度

特定優良賃貸住宅とは、市が認定した中堅所得者向けの良質な民間住宅で、申込受付や住宅の管理は管理会社が行っています。入居するには一定の条件を満たす必要がありますが、国と市が家賃の一部を補助するため、入居者の家賃負担が軽減されます。令和６年度をもってすべての住宅で家賃補助の期間が満了（２０年）したため事業は終了しました。

（５）サービス付き高齢者向け住宅に関する事務

バリアフリー構造等を有し、介護・医療が連携して高齢者の生活を支援するサービスを提供するなど、基準を満たすものを「サービス付き高齢者向け住宅」として登録しています。市内では、令和７年３月末現在で２７住宅が登録されています。

（６）空き家等対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、令和４年３月に策定した「第２期大分市空家等対策計画」を推進し、予防・活用・管理・地域の４つの観点から空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施します。

（７）移住者の居住支援

県外から、市内へ転勤・出向等職務上のものでない自己の意思により移住する者が住宅を取得、または賃借した場合に定額の給付金または支援金を支給しています。平成２７年度に事業を開始し、令和６年度末までに本事業を利用して２８８件の移住がありました。

（８）子育て高齢者世帯等リフォーム支援

子育て世帯の住環境の向上、三世代同居による子育て及び世代間支援並びに高齢者の暮らしの安全確保を目的として子供部屋の増築やバリアフリー改修工事に対して補助を行う「大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業」に取り組んでいます。平成２６年度から事業を開始し、令和６年度末までに本事業を活用して５０５件のリフォームが行われました。

（９）子育て世帯の中古住宅取得支援

中古住宅の利活用の促進、子育て世帯の新生活を支援することを目的として、子育て世帯が大分市住み替え情報バンクに登録された中古住宅を取得した場合、取得に要した経費を補助する「大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業」を令和２年度から開始しました。令和６年度末までに本事業を活用して６４件の中古住宅の取得がありました。

（１０）ふるさと団地の元氣創造推進事業

高度経済成長期に開発された郊外型住宅団地では、少子高齢化が深刻化しており、空き家の増加や商店の撤退などの問題を抱え、団地の荒廃が危惧されています。

そこで、本市では平成２２年度より「富士見が丘団地」、平成２９年度からは「緑が丘団地」及び「にじが丘団地」をモデル団地として指定し地域コミュニティの再生、生活利便性の向上など各団地の活性化に向けた取組を進めてきました。令和２年度からは、市内の５ha以上の住宅団地を対象に事業に取り組む団地を公募のうえ事業を実施しており、令和２年度からは「皆春団地」を指定団地に決定し、住宅団地活性化への取組を進めました。

（１１）マンション管理適正化推進事業

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、令和５年３月に「大分市マンション管理適正化推進計画」を策定しました。計画に基づき、本市マンション管理組合の実態調査やマンション管理セミナーの開催、マンション管理士の派遣、法に基づく助言・指導などを行っています。

（１２）耐震関連

昭和５６年５月３１日以前に着工された木造住宅は、耐震性が不足している可能性があり、平成１８年度より「耐震診断支援事業」の補助を行っています。

また、耐震診断の結果、耐震性がないと判定された住宅への「耐震改修支援事業」の補助を行っており、令和６年度末までに本事業を活用して３３５件の耐震改修が行われました。

また、安全・安心なまちづくりを促進するため、危険な状態にあるブロック塀等の除却にかかる費用を補助する「危険ブロック塀等除却事業」に取り組んでいます。平成２２年度から事業を開始し、平成６年度末までに本事業を活用して７１０件の除却が行われました。

4. 主要事業

（１）市営住宅等の管理

平成２３年４月から指定管理者制度を導入し、大分県住宅供給公社を指定管理者として、市営住宅の一部（１１団地２，５５２戸）について管理を行い、平成２６年４月からは、指定管理者による管理戸数を拡大し、市内の市営住宅の大半となる６５団地４，９７６戸を指定管理者による管理としました。指定管理者には、これまでの実績のある大分県住宅供給公社に加え、公募により選定された株式会社別大興産を加え、平成２９年３月末までの３年間、２社による市営住宅の管理を行ってきました。

この６年間の導入効果を踏まえ、新たな管理期間となる平成２９年４月からは、中堅所得者用の特定公共賃貸住宅等も指定管理者の管理に加えるなどの指定管理対象住宅の見直しを行いました。新たな指定管理期間は令和３年度までの５年間と設定し、引き続き指定管理者２社による管理を行うこととしました。指定管理者の選定を行った結果、引き続き大分県住宅供給公社、株式会社別大興産が管理を行うこととなり、入居者の公募など入退去に関する業務、修繕等の維持管理業務、家賃収納等の業務を行いました。

令和４年度から令和８年度までの５年間については、前期同様に大分県住宅供給公社、株式会社別大興産を指定管理者として選定し、市営住宅等の管理業務を行っています。

（２）市営住宅の建設

敷戸南住宅、敷戸東住宅を敷戸南住宅の敷地に集約して建替えを行う事業を行いました。平成３０年度に１棟目の５階建４０戸の住宅が、令和２年度に２棟目の５階建４０戸の住宅が完成・供用開始し、入居者の移転が完了しました。令和７年度までに従前住宅である敷戸東住宅を順次解体していく予定です。

（３）空き家対策

適切な管理が行われておらず、その周辺の住環境等を悪化させている老朽危険空き家等から、周辺市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、老朽危険空き家等の所有者等が除却をする場合に補助を行う「大分市老朽危険空き家等除却促進事業」に取り組んでいます。平成２５年度の事業開始から令和６年度末までで、本事業を使用して除却を行った空家等の件数は、１４４件です。

また、市内の空き家・空き地の情報を発信することにより、不動産の流通を促進すること等を目的に「大分市住み替え情報バンク」を運用しています。平成２３年度の事業開始から令和６年度末までで、５９７件を登録し、うち４７１件の売買・賃貸が成約しました。

さらに、平成２９年度からは、空家等の利活用を促進するため、空家等を改修し、「大分市住み替え情報バンク」に登録した場合や地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転換した場合に補助する「大分市空き家等利活用事業」に取り組んでおり、本事業を利用して改修等を行った空家等の件数は令和６年度末までで１４件です。

併せて、空家等の管理や利活用について、専門家らが一堂に集まり、空家等の所有者・管理者から相談を受ける「大分市空き家相談会」を開催しています。

なお、令和２年度の「空家等実態調査」で判明した周辺環境に悪影響を及ぼす可能性のある空家等６２０件のうち、令和６年度は、植田・坂ノ市・大在・鶴崎・明野地区の追跡調査を行い、啓発活動等を行っています。

（４）ふるさと団地の元氣創造推進事業

事業に取り組んできた団地では、はじめに団地の課題やその解決策等を団地住民自身で検討する住民ワークショップ（写真1参照）を開催します。その後、住民ワークショップで検討した地域課題を解決するための取り組みを自助・共助・公助により実行しています。主な取り組みは以下のとおりです。

①富士見が丘中央公園の芝生化（富士見が丘団地）

富士見が丘団地において、住民の憩いの場を創出するために、富士見が丘中央公園を約300人の住民の共同作業により芝生化しました。なお、芝生の管理については団地住民自らが行っています。

②団地再発見森林探検ウォーキング（富士見が丘団地）

富士見が丘連合自治会の主催で、団地辺縁部にウォーキングコースを設置して、ウォーキング大会を開催しています（写真2参照）。

③大分市ふるさと団地住み替え支援事業（緑が丘団地）

緑が丘団地において、団地外から団地内へ住み替えするために空き家等を取得した場合や空き家を賃借した場合に固定資産税相当額や家賃を補助しました。

④ICT等を活用した買い物弱者対策の実施（にじが丘団地）

にじが丘団地において、ICT等を活用した買い物教室の開催や買い物代行等、新しい買い物スタイルの実現を目指しています。

⑤被災時のルール検討（皆春団地）

皆春団地では団地全域が浸水想定区域である為、水害被災時のルール検討を行い、その内容をまとめた避難シートを全世帯に配布しました。

⑥自治会の役員の後継者対策（皆春団地）

自治会役員が固定化されており担い手を探すのが困難な状況の為、自治会の仕事の軽減策や行事の見直し等を行うことで、後継者対策に向けた取り組みを行いました。



写真1



写真2

第V部 土木建築部関係条例

土木建築部関係条例

<https://krq502.legal-square.com/reiki/reiki.html>

インターネット上で上記のURLを入力すると、大分市の例規集にログインできます。
そして、例規集の「第9編 建設」を選択すると下記の条例をご覧いただけます。

- (1) 大分市普通河川取締条例
- (2) 大分市普通河川占用、使用及び採取料条例
- (3) 大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例
- (4) 大分市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準
に関する条例
- (5) 大分市道占用料条例
- (6) 大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例
- (7) 大分市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基
準を定める条例
- (8) 大分市市道の構造の技術的基準等に関する条例
- (9) 大分市営住宅条例
- (10) 大分市特定公共賃貸住宅条例
- (11) 大分市地域特別賃貸住宅条例
- (12) 大分市空家等対策の推進に関する条例
- (13) 大分市空家等対策協議会条例
- (14) 大分市従前居住者用賃貸住宅条例
- (15) 大分市営住宅等の整備基準に関する条例